

目次

規則

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則	中央市民サービスセンター（第1号）	4
---------------------------	-------------------	---

教委規則

秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則	教育委員会総務課（第1号）	5
-------------------------	---------------	---

告示

指定居宅介護支援事業者および指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課（第1号）	6
----------------------------------	------------	---

令和7年度介護保険料納入通知書の公示送達について	介護保険課（第2号）	7
--------------------------	------------	---

自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第3号）	8
---------------------------------------------------	------------	---

国民健康保険税納税通知書(課税年度令和7年 賦課年度令和7年 課税年度令和7年 賦課年度令和6年)の公示送達について	国保年金課（第4号）	10
------------------------------------------------------------	------------	----

令和7年度第4期および第5期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第5号）	11
--------------------------------------	--------------	----

秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者の指定について	観光振興課（第6号）	12
---------------------------	------------	----

秋田市まちなか観光案内所の指定管理者の指定について	観光振興課（第7号）	13
---------------------------	------------	----

国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第8号）	14
---------------------	-----------------	----

認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第9号）	15
--------------------	------------	----

認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第10号）	16
--------------------	-------------	----

差押解除通知書の公示送達について	特別滞納整理課（第11号）	17
------------------	---------------	----

東部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について	東部市民サービスセンター（第12号）	18
--------------------------------	--------------------	----

差押調書(謄本)および配当計算書の公示送達について	納税課（第13号）	19
---------------------------	-----------	----

医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、廃止および辞退について	保護第一課（第14号）	20
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および変更について	保護第一課（第15号）	22
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および変更について	保護第一課（第16号）	24
医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について	保護第一課（第17号）	25
指定自立支援医療機関(更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課（第18号）	26
指定自立支援医療機関(更生医療)の指定について	障がい福祉課（第19号）	27
差押調書(謄本)および配当計算書の公示送達について	納税課（第20号）	28
一般廃棄物処理施設の設置許可申請について	廃棄物対策課（第21号）	29
産業廃棄物処理施設の設置許可申請について	廃棄物対策課（第22号）	31
指定公金事務取扱者の指定について	秋田市民交流プラザ管理室（第23号）	33

## 教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第1号）	34
-----------------	---------------	----

## 選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第1号）	35
令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所について	選挙管理委員会事務局（第2号）	36
令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第3号）	37
令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における在外投票の期日前投票所の指定について	選挙管理委員会事務局（第4号）	38
令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所について	選挙管理委員会事務局（第5号）	39
令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について	選挙管理委員会事務局（第6号）	40
令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第7号）	41
令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所について	選挙管理委員会事務局（第8号）	42
令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻について	選挙管理委員会事務局（第9号）	43
令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第10号）	44

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所および日時について

選挙管理委員会事務局（第11号） 45

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務代理者の選任について

選挙管理委員会事務局（第12号） 46

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について

選挙管理委員会事務局（第13号） 47

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名等の掲示場所について

選挙管理委員会事務局（第14号） 48

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の選任について

選挙管理委員会事務局（第15号） 49

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者の変更選任について

選挙管理委員会事務局（第16号） 50

## 農委告示

農業委員会総会の招集について

農業委員会事務局（第1号） 51

## 公告

経営管理権集積計画の策定について

農地森林整備課 52

地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧について

農業農村振興課 53

農用地利用集積等促進計画の認可について

農業農村振興課 54

許可した開発行為に関する工事の完了について

都市計画課 55

財政報告書の公表について

財政課 56

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月29日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第1号

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市民交流プラザ条例施行規則（平成16年秋田市規則第16号）の一部  
を次のように改正する。

第2条の表中

多目的ホール	午前9時から午後10時 まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日
市民活動センター		

多目的ホール	午前9時から午後10時 まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日
市民活動センター	洋室、和室および 調理室	午前9時から午後10時 まで
	市民交流 サロン	午前9時から午後5時 まで

改める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 30 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第 1 号

### 秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立図書館管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「金曜日」を「金曜日まで」に改め、同表中央図書館明徳館の項中「（ただし、7月は午後8時まで）」を削り、同表雄和図書館の項中「午後7時」を「午後6時」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 秋田市告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項および第115条の22第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条および第115条の30の規定により告示する。

令和8年1月5日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
合同会社 ふく灯り	ケアプラン センターふ く灯り	秋田市東通館ノ越 13番36号	令和8年1月1日	居宅介護 支援
公益社団 法人秋田 県看護協 会	秋田県看護 協会立居宅 介護支援事 業所	秋田市保戸野千代 田町16番16号	令和8年1月1日	介護予防 支援

## 秋田市告示第2号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年1月6日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和7年度介護保険料納入通知書

## 秋田市告示第3号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和8年1月7日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 撤去し、保管した自転車等

#### (1) 放置されていた場所および台数

秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

#### (2) 撤去し、保管した年月日

令和7年12月1日から同月31日まで

#### (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

#### (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和8年1月7日から同年7月7日まで

### 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

### 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転

車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

#### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

## 秋田市告示第4号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年1月8日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和7年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和6年）

## 秋田市告示第5号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年1月8日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和7年度第4期および第5期後期高齢者医療保険料督促状

## 秋田市告示第6号

秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年1月13日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 施設名 秋田市雄和観光花き栽培園
- 2 指定管理者 秋田市雄和妙法字糠塚21番地  
株式会社秋田国際ダリア園  
代表取締役 鶩澤 康二
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 秋田市告示第7号

秋田市まちなか観光案内所の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年1月13日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 施設名 秋田市まちなか観光案内所
- 2 指定管理者 秋田市大町一丁目2番37号  
公益財団法人秋田観光コンベンション協会  
理事長 辻 良之
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 秋田市告示第8号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年1月15日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

## 秋田市告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、  
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年1月21日

秋田市長 沼 谷 純

1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田市柳町町内会

2 認可年月日

平成12年12月8日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 備 後 正 義

秋田市河辺三内字外川原130番地3

変更後 戸井田 和 明

秋田市河辺三内字外川原123番地1

4 変更年月日

令和8年1月3日

5 変更の理由

役員改選による。

## 秋田市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、  
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年1月21日

秋田市長 沼 谷 純

1 変更があった認可地縁団体の名称

台町内会

2 認可年月日

平成9年2月12日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 石 塚 八 起

秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷32番地

変更後 二 木 滿

秋田市河辺岩見字曲田24番地

4 変更年月日

令和8年1月1日

5 変更の理由

役員改選による。

## 秋田市告示第11号

次の差押解除通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、当該差押解除通知書は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年1月23日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 東京都渋谷区恵比寿一丁目8番1号

氏名 株式会社興拓

### 2 送達する書類

差押解除通知書 1通

## 秋田市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、東部市民サービスセンターの使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月26日

秋田市長 沼 谷 純

1 受託人の住所および氏名

秋田市広面字釣瓶町13番地3

東部地域づくり協議会

会長 加藤 長二郎

2 受託事務

秋田市東部市民サービスセンター使用料徴収事務

3 指定日

令和7年3月19日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

## 秋田市告示第13号

次の差押調書（謄本）、配当計算書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年1月26日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 送達を受けるべき者の氏名および住所

住 所 東京都大田区蒲田五丁目3番3-303号

対象者 田 口 聖 也

### 2 送達する書類

差押調書（謄本） 1通

配当計算書 1通

## 秋田市告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

また、生活保護法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり指定の辞退の届出があったので、併せて生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
保戸野いわま薬局	秋田市保戸野中町1番25号	令和7年12月1日

### 2 廃止

事業所名称	廃止年月日
大住調剤薬局	令和7年10月31日
小児科内科橋本愛隣医院	令和6年5月31日

### 3 辞退

事業所名称	辞退年月日
秋田県子ども・女性・障害者相談センター	令和7年11月30日

## 秋田市告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
デイサービスセンター緑水苑	秋田市雄和石田字苗代沢25番地1	令和7年12月1日
だまこ亭	秋田市土崎港南一丁目9番28号	令和7年12月1日
デイサービス拓穂	秋田市土崎港南二丁目4番40号	令和7年12月1日

### 2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃止年月日
だまこ亭	秋田市土崎港南一丁目9番28号	令和7年11月30日
デイサービスセンター緑水苑	秋田市雄和石田字苗代沢25番地1	令和7年11月30日

### 3 変更

事業所名称	所在 地		変更年月日
ケアセンターりん訪問介護事業所	旧	秋田市茨島二丁目15番35号 パンション菅原101号	令和7年11月1日
	新	秋田市茨島二丁目9番10号	

## 秋田市告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
秋田県看護協会立居宅介護支援事業所	秋田市保戸野千代田町16番16号	令和8年1月1日

### 2 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
旧 ジョイリハ秋田寺内		
新 ジョイリハSPA秋田寺内	秋田市寺内字イサノ60番地2	令和7年10月1日
旧 ジョイリハ秋田仁井田		
新 ジョイリハSPA秋田仁井田	秋田市仁井田二ツ屋一丁目3番49号	令和7年10月1日
旧 新秋会ケアプランセンター		
新 ケアプランセンターひなた	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	令和7年11月4日

## 秋田市告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市長 沼 谷 純

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐々木 雅義	雅葦整骨院	秋田市土崎港北二丁目 12番21号	令和7年12月18日

秋田市告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和8年1月28日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
7	いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地 67番地1	いしやま内科腎クリニック 院長 石 山 剛	令和8年 1月31日

秋田市告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和8年1月28日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指定年月日
58	いしやま内科 腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番 地1	医療法人佳風会 理事長 石 山 剛	令和8年 2月1日

## 秋田市告示第20号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年1月29日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市八橋三和町1番19号 ロイヤル進拓201

氏名 佐 藤 昭 仁

### 2 送達する書類

差押調書（謄本） 1通

配当計算書 1通

## 秋田市告示第21号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可申請があつたので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年1月30日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 申請者の名称および住所ならびに代表者の氏名

- (1) 名 称 株式会社東環
- (2) 住 所 秋田市金足黒川1番地
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 渡 邊 忠 隆

### 2 一般廃棄物処理施設の設置場所

秋田市金足黒川字黒川山1番28他

### 3 一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

### 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

焼却灰、溶融固化灰、無害化処理後のばいじんおよび不燃物破碎選別  
残さ

### 5 申請年月日

令和8年1月8日

### 6 一般廃棄物処理施設設置許可申請書および生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧場所

- (1) 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎3階）
- (2) 秋田市土崎港西五丁目3番1号  
秋田市北部市民サービスセンター（庁舎1階）

## 7　縦覧の期間

令和8年1月30日から同年3月2日まで。ただし、休日（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

## 8　縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 9　意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

## 10　意見書に記載すべき事項（日本語により記載すること。）

- (1) 意見書の宛名　秋田市長　沼　谷　　純
- (2) 意見書提出者の氏名又は名称、住所および電話番号ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 意見の対象となる申請者の名称および施設の種類
- (4) 生活環境の保全上の見地からの意見

## 11　意見書の提出期限

令和8年3月16日

## 12　意見書の提出先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎3階）

## 13　意見書の提出方法

持参又は郵送とする。

なお、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休日を除く。

## 秋田市告示第22号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があつたので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年1月30日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 申請者の名称および住所ならびに代表者の氏名

- (1) 名 称 株式会社東環
- (2) 住 所 秋田市金足黒川1番地
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 渡 邊 忠 隆

### 2 産業廃棄物処理施設の設置場所

秋田市金足黒川字黒川山1番28他

### 3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

第7条第14号ハに規定する産業廃棄物管理型最終処分場

### 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥を除く。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボードを除く。）、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号に規定する産業廃棄物（以上の産業廃棄物について、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物および水銀含有ばいじん等を含む。）および廃石綿等

### 5 申請年月日

令和8年1月8日

### 6 産業廃棄物処理施設設置許可申請書および生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧場所

- (1) 秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎 3 階）
- (2) 秋田市土崎港西五丁目 3 番 1 号  
秋田市北部市民サービスセンター（庁舎 1 階）

## 7 縦覧の期間

令和 8 年 1 月 30 日から同年 3 月 2 日まで。ただし、休日（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

## 8 縦覧の時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 9 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

## 10 意見書に記載すべき事項（日本語により記載すること。）

- (1) 意見書の宛名 秋田市長 沼 谷 純
- (2) 意見書提出者の氏名又は名称、住所および電話番号ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 意見の対象となる申請者の名称および施設の種類
- (4) 生活環境の保全上の見地からの意見

## 11 意見書の提出期限

令和 8 年 3 月 16 日

## 12 意見書の提出先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎 3 階）

## 13 意見書の提出方法

持参又は郵送とする。

なお、持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、休日を除く。

## 秋田市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月30日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名称	所在地
株式会社スペースプロジェクト	秋田市泉北一丁目6番51号

### 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

秋田市民交流プラザ使用料

### 3 指定公金事務取扱者に指定をした日

令和8年1月29日

秋田市教委告示第1号

令和8年1月30日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和8年1月26日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

付議案件

秋田市立図書館管理運営規則の一部を改正する件

## 秋市選管告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和8年1月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- |   |         |         |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 5,050人  |
| 2 | 6分の1の数  | 42,083人 |
| 3 | 3分の1の数  | 84,165人 |

秋市選管告示第2号

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

令和8年1月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のよう略)

秋市選管告示第3号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和8年1月27日  
午後6時

## 秋市選管告示第4号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における在外投票の期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第4項の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 所在地

秋田市山王一丁目1番1号

2 期日前投票所の名称

秋田市役所

## 秋市選管告示第5号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	令和8年1月28日から 令和8年2月7日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市檜山字長沼27番地3	令和8年2月1日から 令和8年2月7日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号	令和8年2月1日から 令和8年2月7日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	令和8年2月1日から 令和8年2月7日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	令和8年2月1日から 令和8年2月7日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	令和8年2月1日から 令和8年2月7日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	令和8年2月1日から 令和8年2月7日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	令和8年2月1日から 令和8年2月7日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	令和8年2月1日から 令和8年2月7日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	令和8年2月4日

## 秋市選管告示第6号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで (2時間30分繰り下げ、3時間繰り上げ)

## 秋市選管告示第7号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項に基づき、次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第8号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)

秋市選管告示第9号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 投 票 区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後7時

秋市選管告示第10号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

（次のとおり略）

秋市選管告示第11号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第64条の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号

秋田市立体育館

2 日時 令和8年2月8日

午後9時15分から

秋市選管告示第12号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定に基づき、次のように選任したので、同令第68条の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 開票管理者

秋田市 古 谷 薫

2 開票管理者の職務を代理すべき者

秋田市 牧 野 正 則

秋市選管告示第13号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和8年2月5日  
午後5時30分から

秋市選管告示第14号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第19条の規定により行う裁判官の氏名等の掲示場所を、各投票所の入口又はその付近1箇所とし、次のとおり定めたので、最高裁判所裁判官国民審査執行規程（平成2年秋選管告示第10号）第2条第2項の規定により告示する。

令和8年1月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

（次のとおり略）

秋市選管告示第15号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

令和8年1月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市第73投票区 ((旧)金足東児童室)

秋田市 千 蒲 隆

秋市選管告示第16号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和8年1月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市北部市民サービスセンター

令和8年2月1日

変更前 秋田市 鎌 田 信 一

変更後 秋田市 川 口 紅 葉

秋田市農委告示第1号

令和8年1月21日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和8年1月14日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 令和8年度農作業標準受委託料の設定に関する件

## 秋田市公告

下記森林について、森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により經營管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた經營管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年1月7日

秋田市長 沼 谷 純

記

1 經營管理権集積計画の対象森林

別紙（省略）のとおり

2 縦覧場所

秋田市産業振興部農地森林整備課

秋田市のホームページ

（<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>）

3 本公告により、秋田市に經營管理権、森林所有者に經營管理受益権がそれぞれ設定される。

# 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の案を公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月23日

秋田市長 沼 谷 純

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 金足岩瀬地区地域計画（案）
- (2) 飯島中央地区地域計画（案）
- (3) 畑獅子岱地区地域計画（案）
- (4) 鵜養地区地域計画（案）

## 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

## 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 4 縦覧期間

令和8年1月23日から同年2月6日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

## 5 意見の申立て

各地域計画の案に対する意見については、「地域計画（案）についての意見書」を記載の上、秋田市産業振興部農業農村振興課に提出する。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとする。

## 秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和8年1月26日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月26日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和7年12月25日付け秋田市指令第7107号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和8年1月29日

秋田市長 沼 谷 純

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田県大仙市協和船岡字大袋1番地103  
野 地 直 道

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市四ツ小屋字街道東35番1

## 秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年1月29日

秋田市長 沼 谷 純

# **秋田市の財政**

**令和8年1月**

# 目 次

---

## I 令和6年度決算の状況

1	歳入・歳出の決算状況	2
(1)	一般会計	2
(2)	特別会計	6
2	住民負担の状況	7
3	財産の状況	8
4	地方債現在高の状況	9
5	公営企業の決算状況	10

## II 令和7年度上半期の執行状況

1	収入および支出の概況	46
(1)	一般会計	46
(2)	特別会計	47
2	一時借入金の現在高	47
3	公営企業の経理の概況	48

# I 令和6年度決算の状況

# 1 歳入・歳出の決算状況

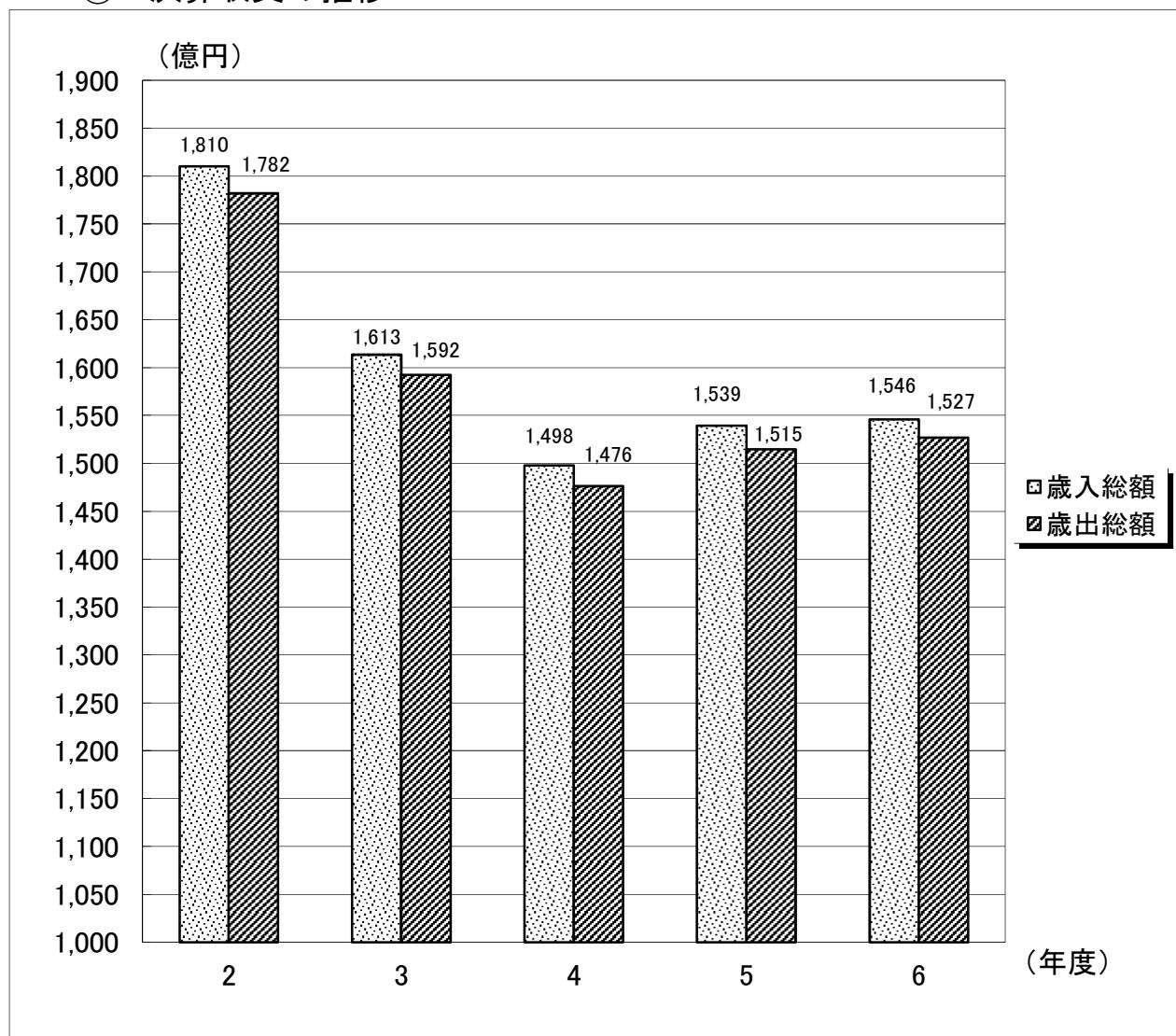
## (1) 一般会計

### ① 決算収支の状況

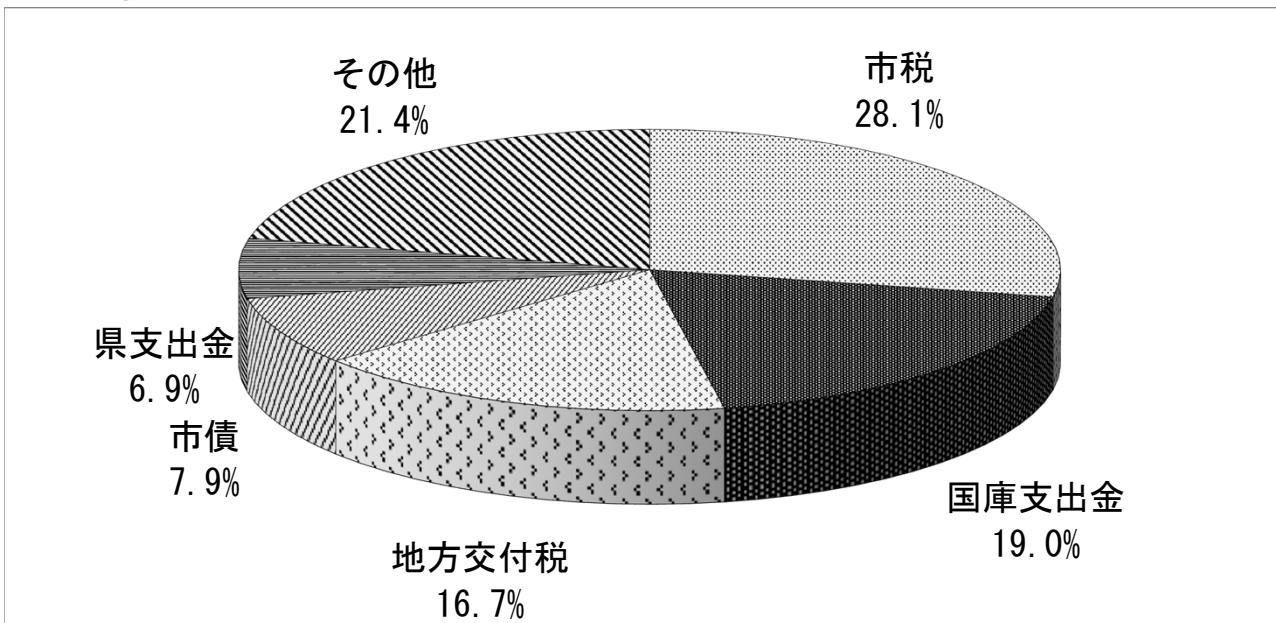
(単位：千円)

区分	令和6年度(A)	令和5年度(B)	比較増減(A)-(B)
歳入総額	154,582,839	153,937,510	645,329
歳出総額	152,675,103	151,472,149	1,202,954
歳入歳出差引	1,907,736	2,465,361	△ 557,625
実質収支	1,471,624	1,449,893	21,731
単年度収支	21,731	△ 11,161	32,892
実質単年度収支	△ 1,277,471	△ 1,183,725	△ 93,746

### ② 決算収支の推移



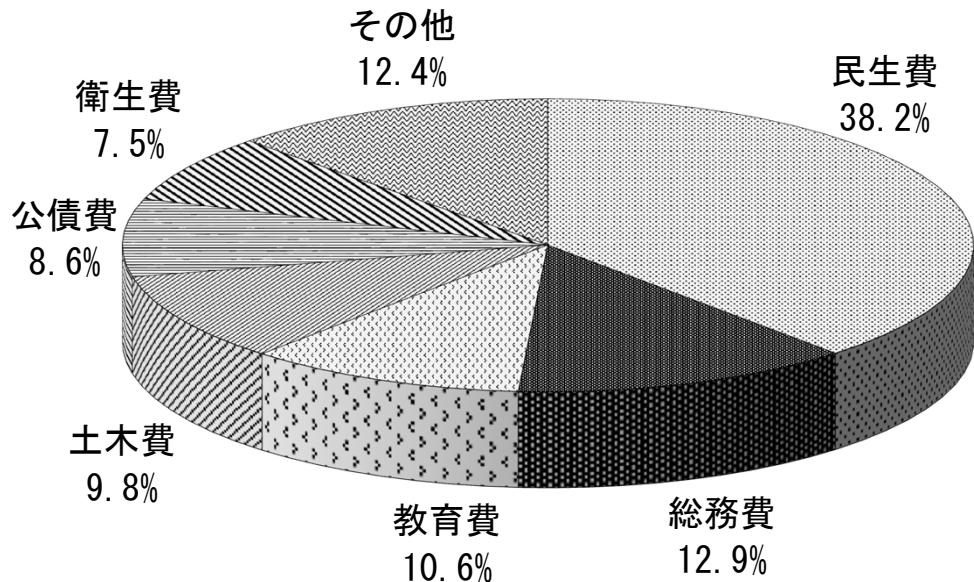
### ③ 歳入の決算状況



(単位 : 千円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
市 稅	43,414,248	28.1	43,329,327	28.1	84,921	0.2
地 方 譲 与 税	1,130,861	0.7	1,096,547	0.7	34,314	3.1
利 子 割 交 付 金	13,778	0.0	10,569	0.0	3,209	30.4
配 当 割 交 付 金	168,292	0.1	116,471	0.1	51,821	44.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	260,697	0.2	156,464	0.1	104,233	66.6
法 人 事 業 税 交 付 金	633,442	0.4	591,211	0.4	42,231	7.1
地 方 消 費 税 交 付 金	8,319,000	5.4	8,172,776	5.3	146,224	1.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	52,218	0.0	52,622	0.0	△ 404	△ 0.8
環 境 性 能 割 交 付 金	70,985	0.1	62,076	0.0	8,909	14.4
國 有 提 供 施 設 等 在 所 市 助 成 交 付 金	2,877	0.0	2,911	0.0	△ 34	△ 1.2
地 方 特 例 交 付 金	1,587,218	1.0	345,857	0.2	1,241,361	358.9
地 方 交 付 税	25,865,745	16.7	24,898,881	16.2	966,864	3.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	46,849	0.0	51,871	0.0	△ 5,022	△ 9.7
分 担 金 及 び 負 担 金	412,857	0.3	462,940	0.3	△ 50,083	△ 10.8
使 用 料 及 び 手 数 料	2,178,234	1.4	2,187,182	1.4	△ 8,948	△ 0.4
國 庫 支 出 金	29,320,916	19.0	31,776,324	20.7	△ 2,455,408	△ 7.7
縣 支 出 金	10,654,659	6.9	11,635,298	7.6	△ 980,639	△ 8.4
財 産 収 入	239,641	0.1	241,069	0.2	△ 1,428	△ 0.6
寄 附 金	2,165,958	1.4	548,254	0.4	1,617,704	295.1
繰 入 金	5,282,751	3.4	4,934,713	3.2	348,038	7.1
繰 越 金	2,465,361	1.6	2,223,592	1.5	241,769	10.9
諸 収 入	8,172,462	5.3	7,918,955	5.1	253,507	3.2
市 債	12,123,790	7.9	13,121,600	8.5	△ 997,810	△ 7.6
合 計	154,582,839	100.0	153,937,510	100.0	645,329	0.4

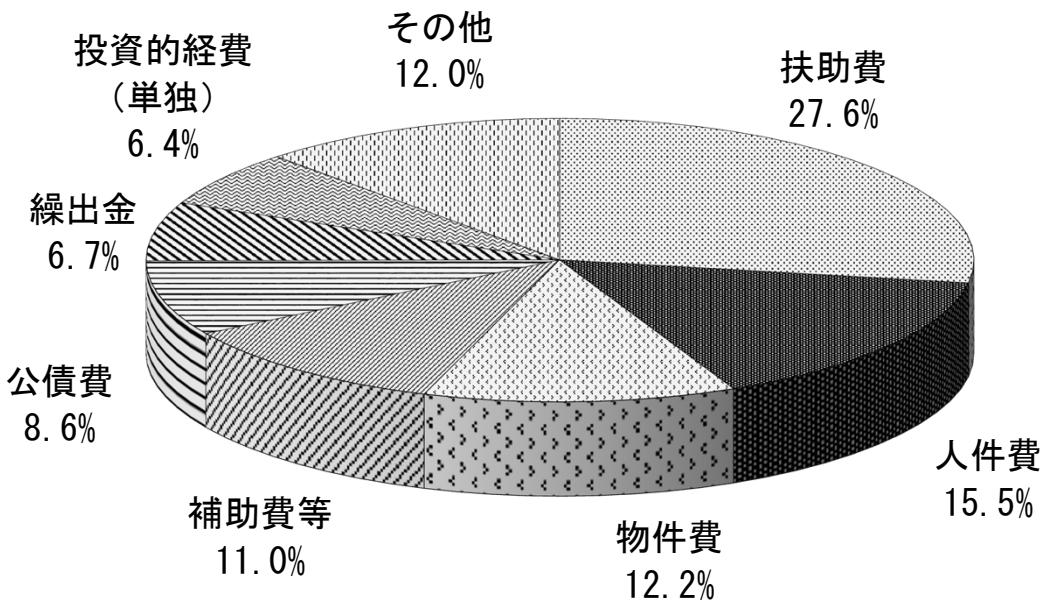
#### ④ 歳出目的別の決算状況



(単位：千円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
議会費	659,729	0.4	655,595	0.4	4,134	0.6
総務費	19,704,096	12.9	15,150,648	10.0	4,553,448	30.1
民生費	58,344,674	38.2	60,674,512	40.1	△ 2,329,838	△ 3.8
衛生費	11,402,146	7.5	14,458,112	9.5	△ 3,055,966	△ 21.1
労働費	566,706	0.4	585,296	0.4	△ 18,590	△ 3.2
農林水産業費	2,750,959	1.8	3,218,602	2.1	△ 467,643	△ 14.5
商工費	9,324,458	6.1	8,928,396	5.9	396,062	4.4
土木費	14,894,886	9.8	15,676,304	10.4	△ 781,418	△ 5.0
消防費	4,927,765	3.2	4,343,976	2.9	583,789	13.4
教育費	16,230,897	10.6	13,770,686	9.1	2,460,211	17.9
災害復旧費	739,213	0.5	1,125,555	0.7	△ 386,342	△ 34.3
公債費	13,129,574	8.6	12,884,467	8.5	245,107	1.9
諸支出金	-	-	-	-	0	-
予備費	-	-	-	-	0	-
合計	152,675,103	100.0	151,472,149	100.0	1,202,954	0.8

## ⑤ 歳出性質別の決算状況



(単位：千円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
人 件 費	23,657,030	15.5	21,374,904	14.1	2,282,126	10.7
物 件 費	18,537,997	12.2	19,018,785	12.6	△ 480,788	△ 2.5
維 持 補 修 費	2,904,721	1.9	1,897,399	1.3	1,007,322	53.1
扶 助 費	42,187,272	27.6	41,689,176	27.5	498,096	1.2
補 助 費 等	16,840,648	11.0	17,903,819	11.8	△ 1,063,171	△ 5.9
消費的経費計	104,127,668	68.2	101,884,083	67.3	2,243,585	2.2
補 助 事 業	4,357,528	2.9	5,456,249	3.6	△ 1,098,721	△ 20.1
單 獨 事 業	9,772,894	6.4	9,277,602	6.1	495,292	5.3
県 営 事 業 負 担 金	626,238	0.4	582,504	0.4	43,734	7.5
受 託 事 業 費	-	-	-	-	0	-
災 害 復 旧 事 業	790,298	0.5	1,489,682	1.0	△ 699,384	△ 46.9
投 資 的 経 費 計	15,546,958	10.2	16,806,037	11.1	△ 1,259,079	△ 7.5
公 債 費	13,129,574	8.6	12,883,533	8.5	246,041	1.9
積 立 金	1,595,815	1.0	1,984,688	1.3	△ 388,873	△ 19.6
投 資 及 び 出 資 金	1,491,914	1.0	1,018,068	0.7	473,846	46.5
貸 付 金	6,573,734	4.3	6,670,022	4.4	△ 96,288	△ 1.4
繰 出 金	10,209,440	6.7	10,225,718	6.7	△ 16,278	△ 0.2
予 備 費	-	-	-	-	0	-
合 計	152,675,103	100.0	151,472,149	100.0	1,202,954	0.8

## (2) 特 別 会 計

(単位：千円)

会 計	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳入歳出 差引額 (C)=(A)-(B)	翌年度への 繰越財源 (D)	実質収支額 (E)=(C)-(D)	前 年 度 実質収支 (F)	单 年 度 収 支 (E)-(F)
土 地 区 画 整 理 会 計	2,812,765	2,461,791	350,974	-	350,974	410,750	△ 59,776
市 有 林 会 計	203,448	201,809	1,639	-	1,639	1,500	139
市 営 墓 地 会 計	96,366	89,325	7,041	-	7,041	6,866	175
公設地方卸売市場会計	576,511	556,296	20,215	-	20,215	20,597	△ 382
大 森 山 動 物 園 会 計	511,502	511,501	1	-	1	1	0
廃棄物発電会計	224,855	224,854	1	-	1	1	0
病院事業債管理会計	2,359,915	2,359,915	0	-	0	0	0
学 校 給 食 費 会 計	1,333,317	1,332,430	887	-	887	1,171	△ 284
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	29,129,819	28,712,242	417,577	-	417,577	177,749	239,828
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業会計	56,756	56,740	16	-	16	25,716	△ 25,700
介 護 保 険 業 会 計	33,571,703	32,534,650	1,037,053	-	1,037,053	1,352,723	△ 315,670
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	4,557,682	4,527,590	30,092	-	30,092	31,871	△ 1,779
合 计	75,434,639	73,569,143	1,865,496	-	1,865,496	2,028,945	△ 163,449

## 2 住民負担の状況

令和6年度決算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区分	令和6年度(A)		令和5年度(B)		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負担額	構成比	一人当たり 負担額	構成比	
市 税	148,979	94.4	146,847	94.2	2,132
市 民 税	63,931	40.5	64,765	41.6	△ 834
個 人	50,524	32.0	53,206	34.1	△ 2,682
法 人	13,407	8.5	11,559	7.5	1,848
固 定 資 産 税	68,834	43.6	66,070	42.4	2,764
固 定 資 産 税	68,139	43.2	65,380	42.0	2,759
国有資産等所在市交付金	695	0.4	690	0.4	5
軽 自 動 車 税	3,288	2.1	3,170	2.0	118
市 た ば こ 税	7,466	4.7	7,486	4.8	△ 20
鉱 產 稅	20	0.0	15	0.0	5
入 湯 税	153	0.1	146	0.1	7
事 業 所 税	5,287	3.4	5,195	3.3	92
分 担 金 及 び 負 担 金	1,417	0.9	1,569	1.0	△ 152
使 用 料 及 び 手 数 料	7,475	4.7	7,413	4.8	62
合 計	157,871	100.0	155,829	100.0	2,042

※一人当たり負担額は、各年度末の住民基本台帳人口から算出した。

(令和7年3月31日現在 291,412人 令和6年3月31日現在 295,065人)

### 3 財産の状況

#### 土地及び建物

(単位 : m<sup>2</sup>)(単位 : m<sup>2</sup>)

区分	土地			建物		
	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高
行政財産	10,795,082.17	195,983.35	10,991,065.52	1,090,381.83	9,749.06	1,100,130.89
普通財産	32,220,475.60	△ 199,200.91	32,021,274.69	38,266.18	△ 5.76	38,260.42
合計	43,015,557.77	△ 3,217.56	43,012,340.21	1,128,648.01	9,743.30	1,138,391.31

#### 山林

(単位 : m<sup>3</sup>)(単位 : m<sup>3</sup>)

土地の 権利区分	面積			立木の推定蓄積量		
	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高
所有	10,186,725.03	2,875.00	10,189,600.03	802,313.00	34,399.00	836,712.00
分取	7,001,850.00	-	7,001,850.00	37,864.00	778.00	38,642.00
合計	17,188,575.03	2,875.00	17,191,450.03	840,177.00	35,177.00	875,354.00

#### 物 権

(単位 : m<sup>2</sup>)

区分	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高
地上権	80,247.61	-	80,247.61

#### 無体財産権

(単位 : 件)

区分	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高
商標権	9	-	9

#### 有価証券

(単位 : 千円)

区分	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高
株券	364,474	-	364,474

#### 出資による権利

(単位 : 千円)

区分	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高
出資証券	8,366,120	50,000	8,416,120
出捐金証書	986,410	-	986,410

## 4 地方債現在高の状況

(単位 : 千円)

会 計	4 年度末現在高	5 年度末現在高	6 年 度 中 増 減 額		6 年度末現在高
			市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	144,005,782	144,810,807	12,123,790	12,495,265	144,439,332
市 有 林 会 計	1,074,556	972,358	-	100,852	871,506
中 央 卸 売 市 場 会 計	30,570	28,698			
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	456,805	402,272	-	44,489	386,481
大 森 山 動 物 園 会 計	445,413	433,076	-	29,405	403,671
病 院 事 業 債 管 理 会 計	21,962,807	22,458,947	767,000	1,412,866	21,813,081
合 计	167,975,933	169,106,158	12,890,790	14,082,877	167,914,071

※中央卸売市場が令和6年4月に地方卸売市場へ移行し、中央卸売市場会計の令和5年度末現在高を公設地方卸売市場会計が継承した。

## 5 公営企業の決算状況

令和6年度秋田市

(1) 収益的収入及び支出

取 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支 出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	円 7,651,183,000	△ 39,916,000	円 —
第1項 営業収益	6,919,392,000	6,337,000	—
第2項 営業外収益	731,789,000	△ 47,242,000	—
第3項 特別利益	2,000	989,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計
第1款 水道事業費用	円 7,360,251,000	△ 134,006,000	円 —	円 —	円 —	円 7,226,245,000
第1項 営業費用	7,011,800,000	△ 134,171,000	—	—	—	6,877,629,000
第2項 営業外費用	345,551,000	165,000	—	—	—	345,716,000
第3項 特別損失	1,100,000	—	—	—	—	1,100,000
第4項 予備費	1,800,000	—	—	—	—	1,800,000

## 水道事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 ベ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
円 7,611,267,000	円 7,831,227,734	円 219,960,734	
6,925,729,000	6,920,383,667	△ 5,345,333	(うち、消費税及び地方消費税相当分 616,816,929円)
684,547,000	909,853,516	225,306,516	( " 282,403円)
991,000	990,551	△ 449	( " 90,050円)

額	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計			
円 33,000,000	円 7,259,245,000	円 6,740,547,609	円 22,162,800	円 496,534,591
33,000,000	6,910,629,000	6,480,270,303	22,162,800	(うち、消費税及び地方消費税相当分 276,618,394円)
—	345,716,000	260,120,579	—	85,595,421
—	1,100,000	156,727	—	943,273 (うち、消費税及び地方消費税相当分 13,594円)
—	1,800,000	—	—	1,800,000

(2) 資本的収入及び支出

取 入

区 分	予 算				地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計		
第1款 資 本 的 取 入	円 7,891,161,000	△ 1,067,120,000	円 6,824,041,000	円 14,800,000	
第1項 企 業 債	6,631,900,000	△ 1,469,200,000	5,162,700,000	14,800,000	
第2項 出 資 金	744,470,000	276,801,000	1,021,271,000	—	
第3項 補 助 金	68,320,000	206,812,000	275,132,000	—	
第4項 固定資産売却代金	1,000	267,000	268,000	—	
第5項 負担金及び寄附金	446,470,000	△ 81,800,000	364,670,000	—	

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費通 次繰越額
第1款 資 本 的 支 出	円 11,840,218,000	△ 1,304,317,000	円 —	円 10,535,901,000	円 515,000,000	円 1,690,474,000
第1項 建 設 改 良 費	10,378,944,000	△ 1,304,711,000	—	9,074,233,000	515,000,000	1,690,474,000
第2項 企 業 債 償 還 金	1,461,274,000	394,000	—	1,461,668,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,447,200,884円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費過次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 1, 539, 694, 000	円 8, 378, 535, 000	円 5, 112, 580, 039	円 △ 3, 265, 954, 961	
1, 178, 500, 000	6, 356, 000, 000	4, 101, 000, 000	△ 2, 255, 000, 000	翌年度繰越額 2, 101, 200, 000円
—	1, 021, 271, 000	503, 471, 000	△ 517, 800, 000	" 517, 800, 000円
361, 194, 000	636, 326, 000	223, 456, 000	△ 412, 870, 000	" 412, 870, 000円
—	268, 000	268, 949	949	(うち、消費税及び地方消費税相当分 24, 450円)
—	364, 670, 000	284, 384, 090	△ 80, 285, 910	[ " 13, 831, 000円 翌年度繰越額 102, 900, 000円 ]

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費過 次繰越額	合 計		
円 12, 741, 375, 000	円 8, 559, 780, 923	円 730, 000, 000	円 3, 246, 528, 310	円 3, 976, 528, 310	円 205, 065, 767	
11, 279, 707, 000	7, 098, 113, 091	730, 000, 000	3, 246, 528, 310	3, 976, 528, 310	205, 065, 599	(うち、消費税及び地方消費税相当分 651, 143, 911円)
1, 461, 668, 000	1, 461, 667, 832	—	—	—	168	

額540, 755, 396円、建設改良積立金319, 464, 690円及び過年度分損益勘定留保資金2, 586, 980, 798円で補てんした。

# 令和6年度秋田市水道事業報告書

## 1 概 情

### (1) 総 括 事 項

#### (イ) 給 水 状 況

年度末における給水世帯数は137,639世帯、給水人口は292,309人で、前年度に比較しそれぞれ32世帯の減少、3,597人の減少となっております。また、普及率は99.7%、年間総配水量は33,622,436m<sup>3</sup>、一日最大配水量は99,419m<sup>3</sup>（6年8月16日）、施設能力に対する最大稼働率は50.4%となっております。

年間有収水量は30,806,733m<sup>3</sup>、有収率は91.6%となり前年度と比較し0.9ポイント増加しております。

#### (ロ) 工 事 状 況

配水管整備事業は、2,214,155千円の事業費をもって、広面および仁井田地区ほか総延長19,810.7mの配水管布設、布設替工事および配水幹線整備を実施しております。

また、施設改良事業では4,782,895千円の事業費をもって、継続費設定事業である仁井田浄水場等整備事業や、松渕浄水場動力計装盤等更新工事を施工しております。

#### (ハ) 財 政 状 況

収入では、経営の根幹をなす給水収益が前年度と比較して3,143千円、0.1%の減となったものの、雑収益の増などにより、前年度比0.7%増の7,003,905千円となっております。

支出では、資産減耗費の増などにより、前年度比2.4%増の6,465,201千円となっております。この結果、538,704千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

現在のところ、単年度では黒字となっているものの、人口減少や節水型機器の普及などにより、給水収益は減少し続けております。

一方、大規模事業である仁井田浄水場等整備事業が進行中であるほか、管路の耐震化、施設の老朽化による更新需要の増加や激甚化する災害への対応等により、費用は増加傾向にあります。加えて、電気料金や資材価格等の上昇や更新に必要となる企業債の金利も上昇傾向にあるなど、経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増してきております。

このような経営環境の中にあっても、安全な水を安定的に供給していくため、需要に合わせた施設規模の適正化による一層のコスト縮減に努めるほか、経営状況の分析結果を用いた原価計算等に基づく適切な料金改定の検討など、支出抑制と収入確保に向け、あらゆる企業努力を行い、持続可能な事業運営に努めてまいります。

(2) 経営指標に関する事項

- (イ) 経営の健全性を示す経常収支比率は、資産減耗費の増などによる営業費用の増により、前年度比1.9ポイント減の108.3%となったものの、前年度に引き続き健全経営の水準とされる100%を上回っております。
- (ロ) 料金水準の妥当性を示す料金回収率は、給水収益の減や、委託料等の増による費用の増により、前年度比2.2ポイント減の103.6%となったものの、前年度に引き続き事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っております。
- (ハ) 債却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、施設の更新を行っているものの経年化しており、前年度比0.7ポイント増の54.3%となっております。

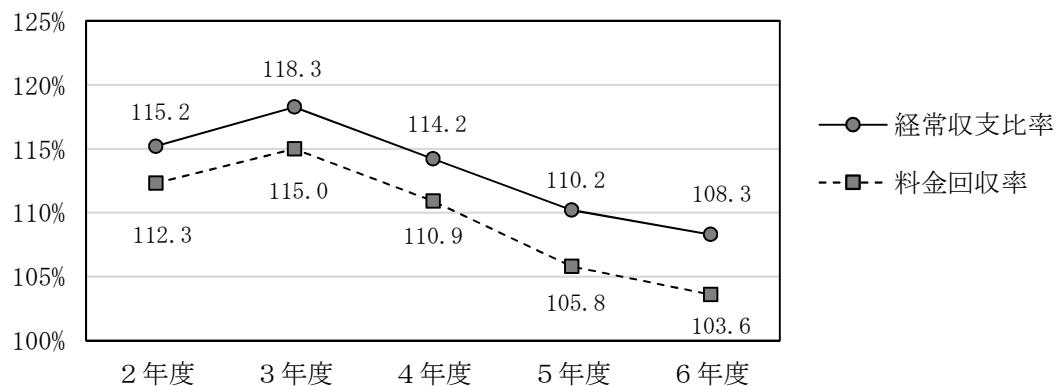
経営指標の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	単位 %
1 経常収支比率	115.2	118.3	114.2	110.2	108.3	
2 料金回収率	112.3	115.0	110.9	105.8	103.6	
3 有形固定資産減価償却率	52.0	53.0	53.6	53.6	54.3	

注 1 (経常収益)/(経常費用)×100

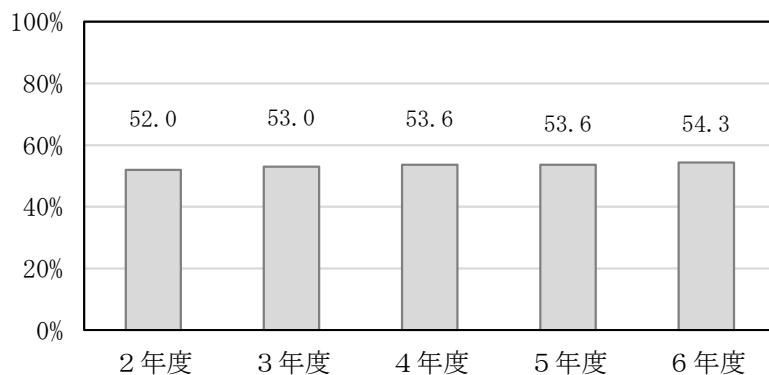
2 (給水収益)/(経常費用-受託工事費-長期前受金戻入)×100

3 (有形固定資産減価償却累計額)/(有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100

経常収支比率・料金回収率の推移



有形固定資産減価償却率の推移



(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第 90号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	令和 6. 6. 6	令和 6. 7. 1
第132号	令和5年度秋田市水道事業会計決算認定の件	6. 9. 2	6. 9. 27
第165号	令和6年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	6. 11. 28	6. 12. 23
第168号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	6. 12. 11	6. 12. 23
第169号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	6. 12. 11	6. 12. 23
第 14号	令和7年度秋田市水道事業会計予算の件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 28号	令和6年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	7. 2. 12	7. 3. 5
第 31号	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	7. 2. 12	7. 3. 18
第 32号	秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 33号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 34号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 35号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 53号	秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 67号	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件	7. 3. 5	7. 3. 18

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認 可 年 月 日
令和 6. 5. 13	秋 田 県 知 事	令和6年度起債同意申請	令和 6. 9. 9 同意
7. 1. 31	秋 田 県 知 事	令和6年度起債同意申請	7. 3. 21 同意

(5) 職員に関する事項

管 理 者	事 務 職 員 主 事	技 術 職 員 技 師	会 計 年 度 任 用 職 員	計
1人	25人	94人	10人	130人 (うち資本勘定支弁職員25人)

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

(イ) 配水管布設 広面地区（広面近藤堰越線）ほか 1,894.7 m

(2) 改良工事の概況

(イ) 配水管布設替 仁井田地区（仁井田本町三丁目線）ほか 17,429.4 m

(ロ) 配水幹線整備 飯島地区（土崎環状線その17） 486.6 m

(ハ) 松渕浄水場動力計装盤等更新工事 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 配・給水管漏水修理 269 件

(ロ) メーター取替数 23,108 件

(ハ) 計画漏水防止 596.6 km

3 業 務

(1) 業務量

給水世帯数 137,639 世帯

給水人口 292,309 人

年間総配水量 33,622,436 m<sup>3</sup>

一日最大配水量 99,419 m<sup>3</sup>

一日平均配水量 92,116 m<sup>3</sup>

有収水量 30,806,733 m<sup>3</sup>

有収率 91.6 %

送配水管総延長 1,979,740 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営 業 収 益	6,303,566,738	5,618,650,164	684,916,574	89.1
	(6,920,383,667)	(6,169,419,284)	(750,964,383)	(89.1)
営業外収益	699,438,056	673,959,388	25,478,668	96.4
	(909,853,516)	(674,219,317)	(235,634,199)	(74.1)
特 別 利 益	900,501	900,501	0	100.0
	(990,551)	(990,551)	0	(100.0)
合 計	7,003,905,295	6,293,510,053	710,395,242	89.9
	(7,831,227,734)	(6,844,629,152)	(986,598,582)	(87.4)

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営 業 費 用	6,203,651,909
	(6,480,270,303)
営業外費用	261,406,066
	(260,120,579)
特 別 損 失	143,133
	(156,727)
合 計	6,465,201,108
	(6,740,547,609)

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

#### 4 会 計

##### (1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 方
令和 6 . 5 . 24	松渕浄水場建物改修工事	円 52,092,700	株式会社足利工務店
6 . 6 . 11	下浜名ヶ沢大田代線 配水管整備工事	29,657,100	株式会社三和施設
6 . 6 . 18	山王中園町線配水管整備工事	42,614,000	株式会社協設
6 . 6 . 20	土崎環状線 配水管整備工事その18	150,483,300	山岡工業株式会社
6 . 6 . 25	港北新町線配水管整備工事	49,481,300	日管設備工業株式会社
6 . 6 . 28	広面近藤堰越線ほか 配水管整備工事	102,845,600	株式会社渡部工業
6 . 6 . 28	雄和碇田中村線 配水管整備工事	95,456,900	伊藤工業株式会社
6 . 6 . 28	豊岩豊巻大日沢線 配水管整備工事	78,393,700	株式会社加賀屋組
6 . 7 . 2	雄和女米木線(国交省) 配水管移設工事	21,891,100	M・Tコンサルティング株式会社
6 . 7 . 9	金足小泉潟向線 配水管整備工事	37,530,900	株式会社カミオ
6 . 7 . 9	上新城中家ノ後線ほか 配水管整備工事	42,948,400	株式会社カミオ
6 . 7 . 12	将軍野東二丁目線ほか 配水管整備工事	114,164,600	総合施設株式会社
6 . 7 . 16	秋田北野田線(県建設) 配水管移設工事	76,786,600	M・Tコンサルティング株式会社
6 . 7 . 18	旭南一丁目線ほか 配水管整備工事	81,456,100	株式会社日東施設工業所
6 . 7 . 18	河辺北野田高屋前田線 配水管整備工事	79,570,700	株式会社足利工務店
6 . 7 . 18	手形山南町線配水管整備工事	54,876,800	高進設備株式会社
6 . 7 . 23	桜ひがしポンプ場 機械設備更新工事	30,107,000	山二施設工業株式会社
6 . 7 . 23	寺内神屋敷線配水管整備工事	45,082,400	株式会社日景工業
6 . 7 . 23	東通館ノ越線ほか 配水管整備工事	32,938,400	株式会社北勢工業
6 . 7 . 26	桜三丁目線ほか 配水管整備工事	66,242,000	山岡工業株式会社
6 . 7 . 26	下新城笠岡堰根線 配水管整備工事	73,408,500	株式会社佐藤設備工業
6 . 8 . 9	旭川南町線ほか 配水管整備工事	72,987,200	山二施設工業株式会社
6 . 8 . 9	豊岩浄水場沈澱池 搔寄機更新工事	98,945,000	秋田東北商事株式会社
6 . 8 . 9	松渕浄水場 動力計装盤等更新工事	171,678,100	三光テクノ株式会社
6 . 9 . 3	川尻総社通り線(道路) 配水管移設工事	31,868,100	株式会社渡部工業

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 方
令和 6 . 9 . 12	仁井田新中島線（下水） 配水管移設工事	円 338, 967, 200	ピーエス・コンストラクション・ 山岡工業建設工事共同企業体
6 . 10 . 25	川尻地区電線共同溝 (国交省・下水) 配水管移設工事	94, 050, 000	株式会社渡部工業
6 . 10 . 29	茨島地区電線共同溝 (国交省) 配水管移設工事	29, 370, 000	清三屋施設工業株式会社
7 . 1 . 16	仁井田浄水場 監視制御設備改修工事	72, 105, 000	秋田電機建設株式会社
7 . 1 . 31	御所野配水場 電気設備改修工事	75, 350, 000	日本電機興業株式会社
7 . 2 . 10	濁川三升作線配水管整備工事	29, 095, 000	高進設備株式会社
7 . 2 . 18	下新城小友蚕沢線 配水管整備工事	32, 092, 500	株式会社日東施設工業所
7 . 2 . 21	仁井田大野線配水管整備工事	51, 271, 000	株式会社北勢工業
7 . 2 . 21	将軍野向山線配水管整備工事	51, 700, 000	株式会社カミオ
7 . 2 . 21	下浜羽川字五郎池線ほか 配水管整備工事	71, 720, 000	株式会社足利工務店
7 . 2 . 25	新屋町新町後線 配水管整備工事	46, 090, 000	株式会社加賀屋組
7 . 2 . 27	山王四丁目線配水管整備工事	64, 260, 900	山二施設工業株式会社
7 . 2 . 27	東通六丁目線ほか 配水管整備工事	51, 975, 000	株式会社三和施設
7 . 2 . 27	飯島松根西町線 配水管整備工事	75, 691, 000	株式会社佐藤設備工業
7 . 2 . 27	豊岩豊巻中山線 配水管整備工事	64, 427, 000	山岡工業株式会社
7 . 3 . 7	豊岩浄水場 粉末活性炭棟建設工事	86, 680, 000	山建開発株式会社

(2) 企業債及び一時借入金の概況

- (イ) 企業債未償還額 25, 834, 407, 132 円
- (ロ) 一時借入金現在高 0 円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5 附 带 事 項

該当事項なし

## 6 その他

### (1) 他会計補助金等の使途について

項目	金額	課税仕入れに充当		課税仕入れ以外に充当	
		充当先	金額	充当先	金額
他会計補助金	16,395,000 円	燃料費	17,000 円	支払利息	9,558,000 円
				児童手当等	6,820,000
雑収益	19,180,618	負担金等	16,260,828	人件費等	2,919,790
合 計	35,575,618		16,277,828		19,297,790

## 令和6年度秋田市

(1) 収益的収入及び支出

### 取 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額
第1款 下水道事業収益	円 10,679,731,000	△ 132,919,000	円 —
第1項 営 業 収 益	7,362,316,000	△ 28,569,000	—
第2項 営 業 外 収 益	3,317,413,000	△ 104,350,000	—
第3項 特 別 利 益	2,000	0	—

### 支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計
第1款 下水道事業費用	円 10,537,340,000	△ 257,577,000	円 —	円 —	円 —	円 10,279,763,000
第1項 営 業 費 用	9,876,739,000	△ 192,142,000	—	—	—	9,684,597,000
第2項 営 業 外 費 用	656,550,000	△ 66,024,000	—	—	—	590,526,000
第3項 特 別 損 失	1,501,000	589,000	—	—	—	2,090,000
第4項 予 備 費	2,550,000	—	—	—	—	2,550,000

# 下水道事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
円 10,546,812,000	円 10,562,789,104	円 15,977,104	
7,333,747,000	7,368,179,216	34,432,216	(うち、消費税及び地方消費税相当分 478,818,074円)
3,213,063,000	3,187,873,653	△ 25,189,347	(〃 146,238円)
2,000	6,736,235	6,734,235	(〃 5,100円)

額	決 算 額	不 用 額	備 考
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額			
合 計			
円 12,540,000	円 10,292,303,000	円 9,933,309,558	円 — 358,993,442
12,540,000	9,697,137,000	9,378,542,303	(うち、消費税及び地方消費税相当分 320,727,056円)
—	590,526,000	554,125,843	— 36,400,157
—	2,090,000	641,412	— 1,448,588 (うち、消費税及び地方消費税相当分 7,129円)
—	2,550,000	—	— 2,550,000

(2) 資本的収入及び支出

收 入

区分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資 本 的 収 入	円 9,618,476,000	△ 328,974,000	円 9,289,502,000	円 2,080,380,000
第1項 企 業 債	5,544,100,000	△ 126,900,000	5,417,200,000	1,355,000,000
第2項 出 資 金	894,488,000	33,000	894,521,000	—
第3項 補 助 金	3,130,327,000	△ 182,133,000	2,948,194,000	717,380,000
第4項 負 担 金	49,560,000	△ 20,394,000	29,166,000	8,000,000
第5項 固定資産売却代金	1,000	420,000	421,000	—

支 出

区分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 資 本 的 支 出	円 13,904,965,000	△ 466,547,000	円 —	円 13,438,418,000	円 2,248,240,000	円 399,800,000
第1項 建 設 改 良 費	8,732,011,000	△ 458,316,000	—	8,273,695,000	2,248,240,000	399,800,000
第2項 企 業 債 償 還 金	5,172,954,000	△ 8,231,000	—	5,164,723,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,714,222,278円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整留保資金960,372,234円で補てんした。

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継続費過次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 394,800,000	円 11,764,682,000	円 5,538,587,411	円 △ 6,226,094,589	
194,900,000	6,967,100,000	3,083,700,000	△ 3,883,400,000	翌年度繰越額 3,567,000,000円
—	894,521,000	894,521,000	0	
199,900,000	3,865,474,000	1,532,938,445	△ 2,332,535,555	翌年度繰越額 2,135,673,000円
—	37,166,000	26,988,910	△ 10,177,090	〃 28,000,000円 うち、消費税及び地方消費税相当分 996,300円
—	421,000	439,056	18,056	

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費過 次繰越額	合 計		
円 16,086,458,000	円 9,252,809,689	円 2,177,648,000	円 4,116,000,000	円 6,293,648,000	円 540,000,311	
10,921,735,000	4,088,089,006	2,177,648,000	4,116,000,000	6,293,648,000	539,997,994	うち、消費税及び地方消費税相当分 350,890,480円
5,164,723,000	5,164,720,683	—	—	—	2,317	

額210,648,763円、減債積立金296,073,116円、過年度分損益勘定留保資金2,247,128,165円及び当年度分損益勘定

# 令和6年度秋田市下水道事業報告書

## 1 概 情

### (1) 総括事項

#### (イ) 普及状況

本市の下水道事業は、浸水防除、生活環境の改善および公共用水域の水質保全のため計画区域内の下水道整備を順次進めております。年度末における処理区域内面積は6,255haとなり、前年度と比較して59ha増加、処理区域内人口は279,916人で、前年度と比較して2,237人減少しております。この結果、下水道普及率は96.1%となっております。

また、年間総処理水量は33,883,545m<sup>3</sup>となり、前年度と比較して2,057,249m<sup>3</sup>減少しております。このうち、年間有収水量は27,351,907m<sup>3</sup>で、前年度と比較して149,293m<sup>3</sup>増加しております。

#### (ロ) 工事状況

管渠建設事業は、2,802,092千円の事業費をもって、浸水対策として新屋、広面地区などで雨水管などを整備したほか、土崎地区や市内各地域で污水管などの面整備を行い、総延長1,805.5mの管渠を布設しております。さらに、土崎、千秋、川尻地区などにおいて老朽管の改築など3,482.6mおよび寺内、御所野地区などで10施設のマンホールポンプ施設更新を実施しております。

ポンプ場建設事業は、737,079千円の事業費をもって、川口汚水中継ポンプ場汚水ポンプ設備更新事業などを実施しております。

処理場建設事業は、9,350千円の事業費をもって、仁別浄化センターNo.1最終沈澱池汚泥搔き機減速機更新工事を実施しております。

特定環境保全公共下水道事業は、280,717千円の事業費をもって、河辺三内、柳田、太平地区などで污水管などの整備を行い、2,360.2mの管渠を布設したほか、仁別地区で1施設のマンホールポンプ施設更新を実施しております。

#### (ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす下水道使用料が、前年度と比較して34,805千円、0.7%の増となったものの、その他特別利益の減などにより、前年度比0.5%減の10,083,825千円となっております。

支出では、流域下水道費の減などにより、前年度比1.7%減の9,664,995千円となっております。

この結果、418,830千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

6年度決算では、下水道使用料が前年度よりも増となったものの、人口減少や節水型機器の普及などにより、下水道使用料の減少傾向は、続くことが予想されます。

一方、古川雨水排水ポンプ場整備事業等の浸水対策のほか、施設の老朽化による更新需要の増加や激甚化する災害への対応等により、費用は増加傾向にあります。加えて、電気料金や資材価格等の上昇や更新に必要となる企業債の金利も上昇傾向にあるなど、経営環境は一段と厳しさを増してきております。

このような経営環境の中にあっても、下水道サービスの提供を今後も継続的に行っていくため、需要に合わせた施設規模の適正化による一層のコスト縮減に努めるほか、経営状況の分析結果を用いた原価計算等に基づく適切な使用料改定の検討など、支出抑制と収入確保に向け、あらゆる企業努力を行い、持続可能な事業運営に努めてまいります。

## (2) 経営指標に関する事項

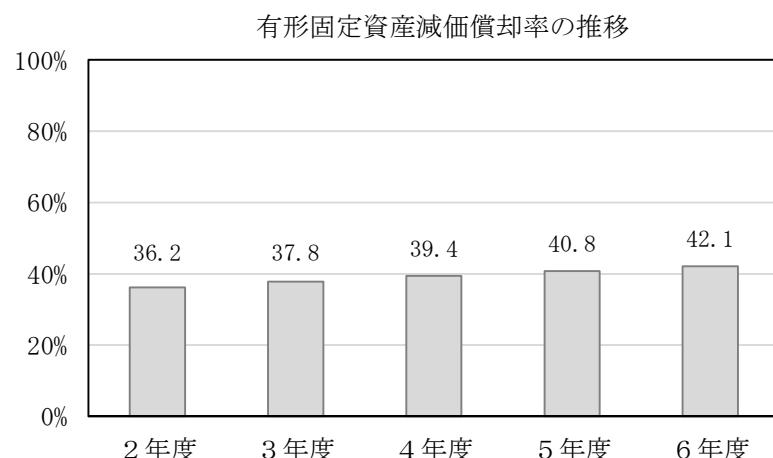
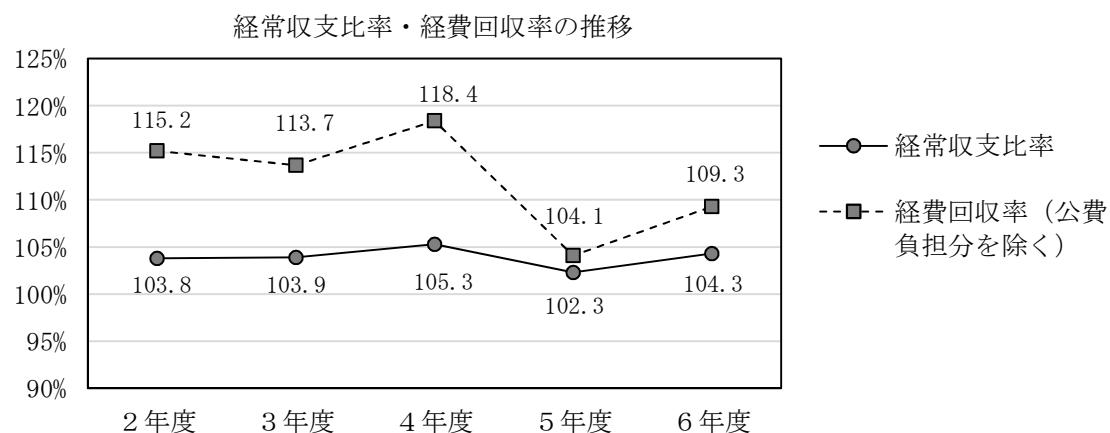
- (イ) 経営の健全性を示す経常収支比率は、流域下水道費の減などによる営業費用の減により、前年度比2.0ポイント増の104.3%となり、前年度に引き続き健全経営の水準とされる100%を上回っております。
- (ロ) 料金水準の妥当性を示す経費回収率については、下水道使用料の増や、流域下水道費の減などによる費用の減により、前年度比5.2ポイント増の109.3%となり、前年度に引き続き事業に必要な費用を使用料で賄えている状況とされる100%を上回っております。
- (ハ) 債却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、施設の更新を行っているものの老朽化が進んでおり、前年度比1.3ポイント増の42.1%となっております。

経営指標の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	単位 %
1 経常収支比率	103.8	103.9	105.3	102.3	104.3	
2 経費回収率（公費負担分を除く）	115.2	113.7	118.4	104.1	109.3	
3 有形固定資産減価償却率	36.2	37.8	39.4	40.8	42.1	

注 1 (経常収益)/(経常費用) × 100

2 (下水道使用料)/(汚水処理費(公費負担分を除く)) × 100

3 (有形固定資産減価償却累計額)/(有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価) × 100



(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第 90号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	令和 6. 6. 6	令和 6. 7. 1
第131号	令和6年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	6. 9. 2	6. 9. 27
第133号	令和5年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	6. 9. 2	6. 9. 27
第166号	令和6年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	6. 11. 28	6. 12. 23
第168号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	6. 12. 11	6. 12. 23
第169号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	6. 12. 11	6. 12. 23
第 15号	令和7年度秋田市下水道事業会計予算の件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 29号	令和6年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）の件	7. 2. 12	7. 3. 5
第 31号	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	7. 2. 12	7. 3. 18
第 32号	秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 33号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 34号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 35号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 55号	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 67号	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件	7. 3. 5	7. 3. 18

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認 可 年 月 日
令和 6. 5. 13	秋 田 県 知 事	令和6年度起債同意申請	令和 6. 9. 9 同意
6. 11. 29	秋 田 県 知 事	令和6年度起債同意申請	7. 3. 21 同意
7. 1. 31	秋 田 県 知 事	令和6年度起債同意申請	7. 3. 21 同意

(5) 職員に関する事項

事 務 職 員 主 事	技 術 職 員 技 師	会 計 年 度 任 用 職 員	計
16人	51人	6人	73人 (うち資本勘定支弁職員24人)

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

(イ) 处理区域に上新城の農業集落排水処理区域を編入した。

## 2 工 事

(1) 建設工事の概況

公共下水道

- (イ) 管渠布設 新屋、広面、河辺和田地区ほか 1,805.5 m  
(ロ) マンホールポンプ施設整備 土崎地区ほか 3 施設

特定環境保全公共下水道

- (ハ) 管渠布設 河辺三内、柳田、太平地区ほか 2,360.2 m  
(ニ) マンホールポンプ施設整備 河辺三内地区ほか 4 施設

(2) 改良工事の概況

公共下水道

- (イ) 管渠改築等 土崎、千秋、川尻地区ほか 3,482.6 m  
(ロ) マンホールポンプ施設更新 寺内、御所野地区ほか 10 施設  
(ハ) 川口汚水中継ポンプ場污水ポンプ設備更新事業 一式  
(ニ) 外旭川汚水中継ポンプ場自家発電設備更新工事 一式

特定環境保全公共下水道

- (ホ) 仁別浄化センターNo.1最終沈澱池汚泥搔き機減速機更新工事 一式  
(ヘ) マンホールポンプ施設更新 仁別地区 1 施設

(3) 保存工事の概況

- (イ) 管渠修繕 210 件

## 3 業 務

(1) 業 務 量

	公 共 下 水 道	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	計
排 水 戸 数	122,945 戸	2,264 戸	125,209 戸
処理区域内人口	273,005 人	6,911 人	279,916 人
年間総処理水量	33,256,406 m <sup>3</sup>	627,139 m <sup>3</sup>	33,883,545 m <sup>3</sup>
一日平均処理水量	91,113 m <sup>3</sup>	1,718 m <sup>3</sup>	92,831 m <sup>3</sup>
有 収 水 量	26,744,780 m <sup>3</sup>	607,127 m <sup>3</sup>	27,351,907 m <sup>3</sup>
有 収 率	80.4 %	96.8 %	80.7 %
管渠布設総延長	1,559,416 m	149,956 m	1,709,372 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営 業 収 益	6,889,361,142	6,423,173,405	466,187,737	93.2
	(7,368,179,216)	(6,855,415,457)	(512,763,759)	(93.0)
営 業 外 収 益	3,187,732,788	3,186,318,217	1,414,571	99.9
	(3,187,873,653)	(3,186,457,478)	(1,416,175)	(99.9)
特 別 利 益	6,731,135	6,680,135	51,000	99.2
	(6,736,235)	(6,680,135)	(56,100)	(99.2)
合 計	10,083,825,065	9,616,171,757	467,653,308	95.4
	(10,562,789,104)	(10,048,553,070)	(514,236,034)	(95.1)

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営 業 費 用	9,057,815,247
	(9,378,542,303)
営 業 外 費 用	606,544,752
	(554,125,843)
特 別 損 失	634,283
	(641,412)
合 計	9,664,994,282
	(9,933,309,558)

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

#### 4 会 計

##### (1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 方
令和 6 . 5 . 28	公共下水道築造工事 茨島四丁目地内	円 26,065,600	M・Tコンサルティング株式会社
6 . 6 . 6	古川雨水排水ポンプ場 電気設備工事 仁井田字新中島地内	1,507,191,400	本荘電気・松澤電気・ライトン 特定建設工事共同企業体
6 . 6 . 25	公共下水道築造工事 浜田字元中村地内	21,004,500	二葉造園土木株式会社
6 . 6 . 28	八橋汚水中継ポンプ場 汚水ポンプ改修工事 八橋本町六丁目12番15号	86,654,700	株式会社能登谷工務所
6 . 7 . 30	公共下水道築造工事 太平八田字和岱地内	25,171,300	豊興産株式会社
6 . 8 . 6	土崎汚水中継ポンプ場沈砂池 電気設備更新工事 土崎港西三丁目6番28号	41,030,000	日本電機興業株式会社
6 . 8 . 9	下水道長寿命化工事 千秋中島町地内	129,250,000	山岡工業株式会社
6 . 8 . 29	下水道長寿命化工事 川尻総社町地内	140,969,400	豊興産株式会社
6 . 8 . 29	下水道長寿命化工事 土崎港中央一丁目地内ほか	72,411,900	株式会社加賀屋組
6 . 8 . 29	下水管渠改良工事 下新城中野字街道端西地内	106,763,800	株式会社三勇建設
6 . 9 . 3	広面汚水中継ポンプ場 災害復旧建築設備工事 広面字大袋38番地2	22,862,400	株式会社リューワ建設
6 . 9 . 6	下水道長寿命化工事 川尻新川町地内	81,334,000	株式会社石黒建設工業
6 . 9 . 24	公共下水道取付管改良工事 土崎港中央三丁目地内	43,425,800	株式会社三勇建設
6 . 9 . 24	御所野汚水ポンプ施設更新工事 御所野地蔵田五丁目地内	23,326,600	株式会社石黒建設工業
6 . 9 . 24	寺内大小路(1)汚水ポンプ施設 ほか更新工事 寺内後城地内ほか	25,744,400	株式会社石黒建設工業
6 . 10 . 11	下水道長寿命化工事 千秋久保田町地内	90,420,000	中央土建株式会社
6 . 10 . 15	広面雨水排水ポンプ施設 制御盤更新工事 広面字樋口地内	27,665,000	秋田電機建設株式会社
6 . 10 . 29	公共下水道築造工事 手形字中谷地地内	26,372,500	有限会社育栄テクノ
6 . 12 . 19	汚水中継ポンプ場監視制御設備 更新工事 檜山登町12番43号	418,000,000	日本電機興業株式会社

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 方
令和 7 . 1 . 24	排水樁門樁管更新工事 手形からみでん地内ほか	円 55,660,000	株式会社東北機械製作所
7 . 1 . 24	排水樁門樁管更新工事 飯島字砂田地内ほか	116,600,000	株式会社住建トレーディング
7 . 2 . 10	下水道長寿命化工事 茨島一丁目地内ほか	26,675,000	工藤建設株式会社
7 . 2 . 10	公共下水道築造工事 土崎港西三丁目地内	24,186,800	有限会社育栄テクノ
7 . 2 . 21	下水道長寿命化工事 川元開和町地内ほか	75,020,000	株式会社英明工務店
7 . 2 . 27	下水道長寿命化工事 川尻新川町地内ほか	161,370,000	豊・石黒建設工事共同企業体
7 . 2 . 27	下水道長寿命化工事 土崎港西二丁目地内ほか	120,340,000	株式会社佐原組
7 . 2 . 27	下水道長寿命化工事 旭南三丁目地内ほか	67,870,000	加藤建設株式会社
7 . 3 . 4	下水道長寿命化工事 中通一丁目地内ほか	46,640,000	株式会社石黒建設工業
7 . 3 . 7	下水道長寿命化工事 土崎港東一丁目地内ほか	83,490,000	株式会社U I コムテック
7 . 3 . 7	下水道長寿命化工事 旭北錦町地内ほか	81,730,000	株式会社加賀屋組
7 . 3 . 7	明田雨水排水ポンプ場 電気設備改築工事 東通明田 9番 5号	108,900,000	羽後電設工業株式会社
7 . 3 . 14	下水道長寿命化工事 土崎港中央三丁目地内ほか	210,375,000	三勇建設・伊藤組建設工事 共同企業体
7 . 3 . 31	古川雨水排水ポンプ場建設工事 に伴う護岸整備工事 仁井田字新中島地内	57,200,000	伊藤工業株式会社
7 . 3 . 31	明田雨水排水ポンプ場 機械設備改築工事 東通明田 9番 5号	84,700,000	株式会社能登谷工務所

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 56,609,564,623円  
 (ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5 附 帯 事 項

該当事項なし

6 その他

(1) 他会計負担金等の使途について

項目	金額	課税仕入れに充当		課税仕入れ以外に充当	
		充当先	金額	充当先	金額
他会計負担金	円 2,096,787,000	委託料、動力費等	円 679,162,489	給料、手当等	円 245,483,511
				減価償却費	1,004,725,000
				支払利息	167,416,000
その他営業収益	48,900	委託料等	29,233	給料、手当等	19,667
他会計補助金	1,213,832,000	動力費等	679,000	手当等	2,920,000
				減価償却費	1,004,328,000
				支払利息	205,905,000
補助金 (収益の収入分)	45,416,000	委託料	45,416,000		
雑収益	3,022,734	修繕費等	1,015,258	給料、手当等	2,007,476
補助金 (資本的収入分)	1,532,938,445	委託料、工事請負費	1,513,296,990	補償費	19,641,455
負担金	16,029,610	工事請負費	16,029,610		
合 計	4,908,074,689		2,255,628,580		2,652,446,109

## 令和6年度秋田市農業

(1) 収益的収入及び支出

### 取 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支 出額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業収益	円 442,982,000	△ 24,709,000	円 一
第1項 営 業 収 益	50,541,000	11,279,000	一
第2項 営 業 外 収 益	392,440,000	△ 35,988,000	一
第3項 特 別 利 益	1,000	一	一
第2款 個別排水処理事業収益	35,488,000	△ 153,000	一
第1項 営 業 収 益	8,206,000	△ 34,000	一
第2項 営 業 外 収 益	27,280,000	△ 139,000	一
第3項 特 別 利 益	2,000	20,000	一
合 計	478,470,000	△ 24,862,000	一

### 支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定による 支 出 額	小 計
第1款 農業集落排水 事 業 費 用	円 441,513,000	△ 24,632,000	円 一	円 一	円 一	円 416,881,000
第1項 営 業 費 用	422,607,000	△ 25,249,000	—	—	—	397,358,000
第2項 営 業 外 費 用	18,356,000	617,000	—	—	—	18,973,000
第3項 特 別 損 失	50,000	—	—	—	—	50,000
第4項 予 備 費	500,000	—	—	—	—	500,000
第2款 個別排水処理 事 業 費 用	36,420,000	△ 151,000	—	—	—	36,269,000
第1項 営 業 費 用	34,769,000	△ 88,000	—	—	—	34,681,000
第2項 営 業 外 費 用	1,549,000	△ 63,000	—	—	—	1,486,000
第3項 特 別 損 失	2,000	—	—	—	—	2,000
第4項 予 備 費	100,000	—	—	—	—	100,000
合 計	477,933,000	△ 24,783,000	—	—	—	453,150,000

# 集落排水事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
円 418,273,000	円 418,004,216	△ 268,784	
61,820,000	62,329,163	509,163	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 5,630,395円)
356,452,000	355,590,277	△ 861,723	
1,000	84,776	83,776	
35,335,000	35,378,805	43,805	
8,172,000	8,215,161	43,161	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 746,043円)
27,141,000	27,142,168	1,168	
22,000	21,476	△ 524	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 1,946円)
453,608,000	453,383,021	△ 224,979	

額	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計			
円 一	円 416,881,000	円 397,642,814	円 一	円 19,238,186
—	397,358,000	380,439,445	—	16,918,555 (うち、消費税及び地方消費税相当分) 11,853,741円)
—	18,973,000	17,203,369	—	1,769,631
—	50,000	—	—	50,000
—	500,000	—	—	500,000
—	36,269,000	35,817,171	—	451,829
—	34,681,000	34,331,816	—	349,184 (うち、消費税及び地方消費税相当分) 1,659,375円)
—	1,486,000	1,485,355	—	645
—	2,000	—	—	2,000
—	100,000	—	—	100,000
—	453,150,000	433,459,985	—	19,690,015

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業資本的収入	143,214,000 円	△ 36,868,000 円	106,346,000 円	5,000,000 円
第1項 企 業 債	49,900,000	△ 23,400,000	26,500,000	—
第2項 出 資 金	52,024,000	△ 14,331,000	37,693,000	—
第3項 負 担 金	40,000,000	863,000	40,863,000	—
第4項 基 金 繰 入 金	1,290,000	—	1,290,000	—
第5項 補 助 金	—	—	—	5,000,000
第2款 個別排水処理事業資本的収入	19,473,000	△ 10,117,000	9,356,000	2,210,400
第1項 企 業 債	6,200,000	△ 4,700,000	1,500,000	1,500,000
第2項 出 資 金	11,346,000	△ 3,920,000	7,426,000	—
第3項 補 助 金	1,442,000	△ 1,122,000	320,000	534,000
第4項 負 担 金	485,000	△ 375,000	110,000	176,400
合 計	162,687,000	△ 46,985,000	115,702,000	7,210,400

支 出

区分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 農業集落排水事業資本的支出	262,275,000 円	△ 36,970,000 円	— 円	225,305,000 円	6,000,000 円	— 円
第1項 建設改良費	113,833,000	△ 36,988,000	—	76,845,000	6,000,000	—
第2項 企業債償還金	148,441,000	15,000	—	148,456,000	—	—
第3項 投 資	1,000	3,000	—	4,000	—	—
第2款 個別排水処理事業資本的支出	27,277,000	△ 10,255,000	—	17,022,000	2,466,000	—
第1項 建設改良費	17,749,000	△ 10,255,000	—	7,494,000	2,466,000	—
第2項 企業債償還金	9,528,000	—	—	9,528,000	—	—
合 計	289,552,000	△ 47,225,000	—	242,327,000	8,466,000	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額127,159,262円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継続費過次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 —	111,346,000	円 108,442,600	円 △ 2,903,400	
—	26,500,000	26,500,000	0	
—	37,693,000	36,610,000	△ 1,083,000	
—	40,863,000	39,042,600	△ 1,820,400	
—	1,290,000	1,290,000	0	
—	5,000,000	5,000,000	0	
—	11,566,400	11,452,800	△ 113,600	
—	3,000,000	3,000,000	0	
—	7,426,000	7,312,000	△ 114,000	
—	854,000	854,000	0	
—	286,400	286,800	400	
—	122,912,400	119,895,400	△ 3,017,000	

額	決 算 額	翌 年 度 繼 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費過 次繰越額	合 計		
円 231,305,000	円 227,887,368	円 —	円 —	円 —	円 3,417,632	
82,845,000	79,427,396	—	—	—	3,417,604	(うち、消費税及び地方消費税相当分 6,609,166円)
148,456,000	148,455,972	—	—	—	28	
4,000	4,000	—	—	—	0	
19,488,000	19,167,294	—	—	—	320,706	
9,960,000	9,640,413	—	—	—	319,587	(うち、消費税及び地方消費税相当分 458,353円)
9,528,000	9,526,881	—	—	—	1,119	
250,793,000	247,054,662	—	—	—	3,738,338	

額2,959,938円、減債積立金17,017,361円及び過年度分損益勘定留保資金107,181,963円で補てんした。

# 令和6年度秋田市農業集落排水事業報告書

## 1 概 準

### (1) 総括事項

#### (イ) 普及状況

本市の農業集落排水事業、個別排水処理事業は、農業集落における農業用排水の水質保全および農村生活環境の改善、又は汚水を集合して処理することが適当でない地域の健康で快適な生活環境の確保を図るとともに、公共用水域の水質保全のため処理施設などの維持管理に努めています。年度末における処理区域内面積は346haであり、前年度と比較して89ha減少し、処理区域内人口は4,563人で、前年度と比較して1,135人減少しております。この結果、普及率は1.6%となっております。

また、年間総処理水量は、525,940m<sup>3</sup>となり、前年度と比較して135,558m<sup>3</sup>減少しております。このうち、年間有収水量は、396,500m<sup>3</sup>で、前年度と比較して85,925m<sup>3</sup>減少しております。

#### (ロ) 工事状況

農業集落排水建設改良事業は、79,427千円の事業費をもって、国が施工する雄物川洪水対策工事の支障となる管渠移設工事や、河辺三内字脇袋地内において、老朽化したポンプ設備の更新工事を実施しております。

特定地域生活排水処理施設建設事業は、9,640千円の事業費をもって、河辺戸島字白熊沢地内ほかにおいて3基の浄化槽を設置しております。

#### (ハ) 財政状況

収入では、他会計補助金の減などにより、前年度比16.2%減の447,005千円となっております。

支出では、減価償却費の減などにより、前年度比16.7%減の430,042千円となっております。

この結果、16,963千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。なお、農業集落排水処理施設などの使用料は、一部処理区を下水道事業へ編入したことなどにより前年度と比較して14,147千円、18.1%の減となっております。

今後も、人口減少や節水型機器の普及などにより使用料収入の減少が見込まれます。このため、農業集落排水処理施設については、汚水処理効率などを検討の上、隣接する処理区との統合や公共下水道への接続を実施し、効率的な運営に努めてまいります。

(2) 経営指標に関する事項

- (イ) 経営の健全性を示す経常収支比率は、一部の処理区を公共下水道へ接続したことに伴い 営業費用等が減になったことにより、前年度比0.6ポイント増の103.9%となり、前年度に引き続き事業に必要な費用を使用料等で賄えている状況とされる100%を上回っております。
- (ロ) 料金水準の妥当性を示す経費回収率は、一部の処理区を公共下水道へ接続したことに伴う使用料の減少から、前年度比1.7ポイント減の28.9%となり、前年度に引き続き事業に必要な費用を使用料で賄えている状況とされる100%を下回っております。
- (ハ) 債却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率について、当該事業では施設の統廃合スケジュールに基づいて、更新の規模を最小限に留めていることから、前年度比2.9ポイント増の44.4%となっております。

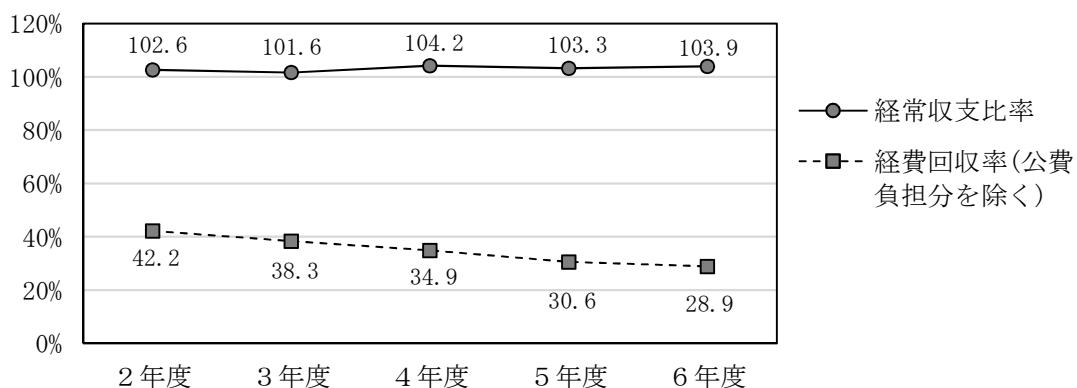
経営指標の推移	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1 経常収支比率	102.6	101.6	104.2	103.3	103.9
2 経費回収率(公費負担分を除く)	42.2	38.3	34.9	30.6	28.9
3 有形固定資産減価償却率	36.3	37.8	39.5	41.5	44.4

注 1 (経常収益)/(経常費用) × 100

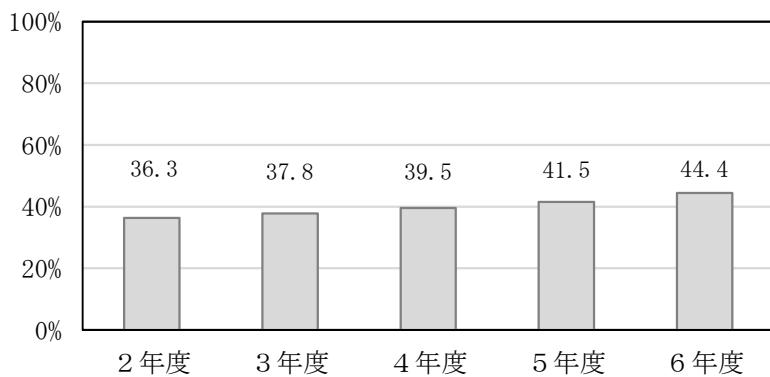
2 (施設使用料)/(汚水処理費(公費負担分を除く)) × 100

3 (有形固定資産減価償却累計額)/(有形固定資産のうち債却対象資産の帳簿原価) × 100

経常収支比率・経費回収率の推移



有形固定資産減価償却率の推移



(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第 90号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	令和 6. 6. 6	令和 6. 7. 1
第134号	令和5年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	6. 9. 2	6. 9. 27
第167号	令和6年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号） の件	6. 11. 28	6. 12. 23
第168号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	6. 12. 11	6. 12. 23
第169号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	6. 12. 11	6. 12. 23
第 16号	令和7年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 30号	令和6年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号） の件	7. 2. 12	7. 3. 5
第 31号	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例	7. 2. 12	7. 3. 18
第 32号	秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 33号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 34号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 35号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 54号	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 55号	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	7. 2. 12	7. 3. 18
第 67号	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件	7. 3. 5	7. 3. 18

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認 可 年 月 日
令和 6. 5. 13	秋 田 県 知 事	令和6年度起債同意申請	令和 6. 9. 9 同意
6. 11. 29	秋 田 県 知 事	令和6年度起債同意申請	7. 3. 21 同意

(5) 職員に関する事項

事 務 職 員 主 事	技 術 職 員 技 師	計
1 人	3 人	4 人 (うち資本勘定支弁職員 2 人)

- (6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項  
 (イ) 処理区域のうち上新城を下水道事業会計に編入した。

## 2 工 事

- (1) 建設工事の概況  
 (イ) 特定地域生活排水処理施設整備 河辺戸島地区ほか 3基

- (2) 改良工事の概況  
 (イ) 雄和新波字樋口地内ほか排水施設移設工事 一式  
 (ロ) 河辺三内4号汚水ポンプ施設No.1ポンプ交換工事 一式

- (3) 保存工事の概況  
 (イ) 管渠修繕 10件

## 3 業 務

### (1) 業務量

	農業集落排水	個別排水処理	計
排水戸数	1,414戸	217戸	1,631戸
処理区域内人口	3,951人	612人	4,563人
年間総処理水量	476,723 m <sup>3</sup>	49,217 m <sup>3</sup>	525,940 m <sup>3</sup>
一日平均処理水量	1,306 m <sup>3</sup>	135 m <sup>3</sup>	1,441 m <sup>3</sup>
有収水量	347,283 m <sup>3</sup>	49,217 m <sup>3</sup>	396,500 m <sup>3</sup>
有収率	72.8%	100.0%	75.4%
管渠布設総延長	98,414m	—	98,414m

### (2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収 入 額	収入比率
	円	円	円	円	%
営業収益	64,167,886	56,522,885	7,645,001	88.1	
	(70,544,324)	(62,135,551)	(8,408,773)	(88.1)	
営業外収益	382,733,802	382,733,802	0	100.0	
	(382,732,445)	(382,732,445)	0	(100.0)	
特別利益	104,306	104,306	0	100.0	
	(106,252)	(106,252)	0	(100.0)	
合 計	447,005,994	439,360,993	7,645,001	98.3	
	(453,383,021)	(444,974,248)	(8,408,773)	(98.1)	

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
円	
営業費用	401,258,145
	(414,771,261)
営業外費用	28,784,751
	(18,688,724)
合 計	430,042,896
	(433,459,985)

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手 先
令和 6・9・24	農業集落排水施設移設工事 雄和新波字樋口地内ほか	円 25,456,200	株式会社三勇建設

(2) 企業債及び一時借入金の概況

- (イ) 企業債未償還額 1,331,920,897円  
(ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要な事項

該当事項なし

5 附 帯 事 項

該当事項なし

6 その他

(1) 他会計負担金等の使途について

項目	金額	課税仕入れに充当		課税仕入れ以外に充当	
		充当先	金額	充当先	金額
他会計負担金	341,000 円	企業債償還金(課税仕入相当分)	316,427 円	支払利息等	24,573 円
他会計補助金	261,803,000	委託料等	115,748,749	減価償却費	54,206,000
				給料、手当等	91,848,251
基金繰入金	1,290,000			支払利息	1,290,000
補助金	5,854,000	工事請負費等	5,854,000		
分担金	286,800	工事請負費	286,800		
負担金	39,042,600	工事請負費	39,042,600		
合 計	308,617,400		161,248,576		147,368,824



## **Ⅱ 令和7年度上半期の執行状況**

# 1 収入および支出の概況

## (1) 一般会計

### 歳 入

(単位 : 千円、 %)

区分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
市 税	45,617,331	24,100,012	52.8
地 方 謙 与 税	1,160,093	361,294	31.1
利 子 割 交 付 金	30,742	26,231	85.3
配 当 割 交 付 金	152,908	26,241	17.2
株 式 等 謙 渡 所 得 割 交 付 金	243,818	-	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	639,291	281,241	44.0
地 方 消 費 税 交 付 金	8,935,032	5,201,409	58.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	53,052	16,158	30.5
環 境 性 能 割 交 付 金	77,259	25,010	32.4
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	2,877	-	0.0
地 方 特 例 交 付 金	271,751	288,657	106.2
地 方 交 付 税	25,358,000	17,099,304	67.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	57,417	24,098	42.0
分 担 金 及 び 負 担 金	383,069	90,011	23.5
使 用 料 及 び 手 数 料	2,279,809	1,023,906	44.9
国 庫 支 出 金	28,091,270	8,150,601	29.0
県 支 出 金	10,831,218	1,820,686	16.8
財 産 収 入	207,244	163,936	79.1
寄 附 金	2,517,144	965,055	38.3
繰 入 金	3,007,707	-	0.0
繰 越 金	1,226,092	1,907,736	155.6
諸 収 入	9,143,411	371,903	4.1
市 債	17,824,900	-	0.0
合 計	158,111,435	61,943,489	39.2

※前年度からの繰越分を含む。

### 歳 出

(単位 : 千円、 %)

区分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
議 会 費	663,704	361,351	54.4
総 務 費	19,167,671	7,705,212	40.2
民 生 費	56,912,957	22,126,523	38.9
衛 生 費	11,446,969	4,371,470	38.2
労 働 費	536,672	342,048	63.7
農 林 水 産 業 費	3,166,957	696,047	22.0
商 工 費	9,833,633	7,506,694	76.3
土 木 費	21,840,844	6,362,825	29.1
消 防 費	5,392,756	2,129,303	39.5
教 育 費	14,730,136	5,657,860	38.4
災 害 復 旧 費	679,052	281,437	41.4
公 債 費	13,648,137	6,586,278	48.3
諸 支 出 金	1	-	0.0
予 備 費	91,946	-	0.0
合 計	158,111,435	64,127,048	40.6

※前年度からの繰越分・予備費充用分を含む。

## (2) 特別会計

歳 入

(単位：千円、%)

区分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
土地区画整理会計	3,402,039	350,974	10.3
市有林会計	237,367	6,433	2.7
市営墓地会計	60,082	57,666	96.0
公設地方卸売市場会計	479,140	152,281	31.8
大森山動物園会計	605,094	64,719	10.7
廃棄物発電会計	249,667	115,087	46.1
病院事業債管理会計	1,722,654	811,908	47.1
学校給食費会計	1,555,036	376,668	24.2
国民健康保険事業会計	29,601,235	12,169,422	41.1
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	24,774	9,280	37.5
介護保険事業会計	31,574,535	14,763,040	46.8
後期高齢者医療事業会計	4,791,245	1,687,279	35.2
合 計	74,302,868	30,564,757	41.1

※前年度からの繰越分を含む。

歳 出

(単位：千円、%)

区分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
土地区画整理会計	3,402,039	645,579	19.0
市有林会計	237,367	136,568	57.5
市営墓地会計	60,082	23,618	39.3
公設地方卸売市場会計	479,140	262,711	54.8
大森山動物園会計	605,094	241,398	39.9
廃棄物発電会計	249,667	15,120	6.1
病院事業債管理会計	1,722,654	811,908	47.1
学校給食費会計	1,555,036	718,229	46.2
国民健康保険事業会計	29,601,235	10,738,748	36.3
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	24,774	16,546	66.8
介護保険事業会計	31,574,535	13,388,302	42.4
後期高齢者医療事業会計	4,791,245	1,167,084	24.4
合 計	74,302,868	28,165,811	37.9

※前年度からの繰越分を含む。

## 2 一時借入金の現在高

令和7年9月30日現在、一時借入金の現在高

0 円

### 3 公営企業の経理の概況

#### (1) 秋田市水道事業の経理の状況

##### ① 予算の執行状況

###### ア 収益的収支

・収入 (単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
水道事業収益	7,667,253,000	3,285,526,421	42.9
當業収益	6,964,646,000	3,249,365,706	46.7
當業外収益	702,605,000	36,108,120	5.1
特別利益	2,000	52,595	殆増

・支出 (単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
水道事業費用	7,382,400,800	1,539,798,165	20.9
當業費用	6,951,262,800	1,380,670,527	19.9
當業外費用	428,238,000	159,113,716	37.2
特別損失	1,100,000	13,922	1.3
予備費	1,800,000	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

###### イ 資本的収支

・収入 (単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資本的収入	9,946,593,000	1,337,670,402	13.4
企業債	8,097,800,000	-	0.0
出資金	675,181,000	675,181,000	100.0
補助金	582,423,000	541,601,000	93.0
固定資産売却代金	1,000	50,545	殆増
負担金及び寄附金	591,188,000	120,837,857	20.4

※前年度からの繰越分を含む。

・支出 (単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資本的支出	14,402,095,310	1,250,455,194	8.7
建設改良費	12,973,324,310	542,514,049	4.2
企業債償還金	1,422,086,000	707,941,145	49.8
国庫補助金返還金	6,685,000	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表（令和7年9月30日現在）

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	( 固 定 資 産 )	
66,039,042,609	有 形 固 定 資 産	
1,454,261,530	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	( 流 動 資 産 )	
12,356,827,906	現 金 ・ 預 金	
1,695,704,784	未 収 金	
54,505,204	貯 藏 品	
295,010,770	前 払 金	
230,236,862	そ の 他 流 動 資 産	
	( 固 定 負 債 )	
	企 業 債	24,413,805,951
	長 期 リ 一 ス 債 務	10,911,156
	引 当 金	1,415,120,152
	( 流 動 負 債 )	
	企 業 債	712,660,036
	短 期 リ 一 ス 債 務	6,256,211
	未 払 金	77,312,722
	預 り 金	186,776,794
	そ の 他 流 動 負 債	299,937,389
	( 繰 延 収 益 )	
	長 期 前 受 金	20,258,697,943
6,103,402,054	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	( 資 本 金 )	
	資 本 金	25,021,964,110
	( 剰 余 金 )	
	資 本 剰 余 金	7,678,492,948
	利 益 剰 余 金	6,609,703,528
	( 水 道 事 業 収 益 )	
	營 業 収 益	2,955,633,744
	營 業 外 収 益	35,966,043
	特 別 利 益	47,840
	( 水 道 事 業 費 用 )	
1,290,368,477	營 業 費 用	
159,113,716	營 業 外 費 用	
12,655	特 別 損 失	
89,683,286,567	合 計	89,683,286,567

## (2) 秋田市下水道事業の経理の状況

### ① 予算の執行状況

#### ア 収益的収支

##### ・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
下水道事業収益	10,922,012,000	6,139,291,740	56.2
営業収益	7,462,694,000	4,869,290,392	65.2
営業外収益	3,459,316,000	1,269,992,200	36.7
特 別 利 益	2,000	9,148	457.4

##### ・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
下水道事業費用	10,444,897,000	1,124,589,762	10.8
営業費用	9,830,096,000	848,938,010	8.6
営業外費用	610,750,000	275,635,871	45.1
特 別 損 失	1,501,000	15,881	1.1
予 備 費	2,550,000	-	0.0

#### イ 資本的収支

##### ・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資 本 的 収 入	17,738,335,000	6,733,423,393	38.0
企 業 債	10,185,800,000	-	0.0
出 資 金	885,404,000	885,404,000	100.0
補 助 金	6,548,486,000	5,831,964,148	89.1
負 担 金	118,644,000	16,003,768	13.5
固定資産売却代金	1,000	51,477	殆増

※前年度からの繰越分を含む。

##### ・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資 本 的 支 出	22,726,073,000	3,685,113,030	16.2
建 設 改 良 費	17,721,843,000	1,190,390,804	6.7
企 業 債 償 還 金	5,004,230,000	2,494,722,226	49.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表（令和7年9月30日現在）

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	( 固 定 資 産 )	
154,180,105,009	有 形 固 定 資 產	
8,862,148,055	無 形 固 定 資 產	
10,410,000	投 資 そ の 他 資 產	
	( 流 動 資 產 )	
3,351,886,904	現 金 ・ 預 金	
7,660,607,226	未 収 金	
1,615,130,103	前 払 金	
158,596,226	そ の 他 流 動 資 產	
	( 固 定 負 債 )	
	企 業 債	51,640,844,318
	引 当 金	1,415,458,643
	( 流 動 負 債 )	
	企 業 債	2,503,103,369
	未 払 金	96,727,941
	そ の 他 流 動 負 債	239,957,029
	( 繰 延 収 益 )	
	長 期 前 受 金	82,924,817,795
22,129,215,846	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	( 資 本 金 )	
	資 本 金	48,682,573,333
	( 剰 余 金 )	
	資 本 剰 余 金	4,909,702,817
	利 益 剰 余 金	714,903,899
	( 下 水 道 事 業 収 益 )	
	當 業 収 益	4,630,100,550
	當 業 外 収 益	1,269,946,222
	特 別 利 益	8,318
	( 下 水 道 事 業 費 用 )	
784,394,557	當 業 費 用	
275,635,871	當 業 外 費 用	
14,437	特 別 損 失	
199,028,144,234	合 計	199,028,144,234

### (3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

#### ① 予算の執行状況

##### ア 収益的収支

・ 収 入 (単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
農業集落排水事業収益	388,136,000	282,034,317	72.7
営 業 収 益	42,203,000	25,900,252	61.4
営 業 外 収 益	345,932,000	256,134,065	74.0
特 別 利 益	1,000	—	0.0
個別排水処理事業収益	37,292,000	31,940,969	85.7
営 業 収 益	8,063,000	4,187,969	51.9
営 業 外 収 益	29,227,000	27,753,000	95.0
特 別 利 益	2,000	—	0.0

・ 支 出 (単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
農業集落排水事業費用	386,881,000	68,154,499	17.6
営 業 費 用	369,887,000	60,339,446	16.3
営 業 外 費 用	16,444,000	7,815,053	47.5
特 別 損 失	50,000	—	0.0
予 備 費	500,000	—	0.0
個別排水処理事業費用	38,421,000	5,165,114	13.4
営 業 費 用	36,878,000	4,412,500	12.0
営 業 外 費 用	1,441,000	752,614	52.2
特 別 損 失	2,000	—	0.0
予 備 費	100,000	—	0.0

イ 資本的收支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
農業集落排水事業資本的収入	55,535,000	48,067,000	86.6
企 業 債	6,300,000	-	0.0
出 資 金	36,067,000	36,067,000	100.0
補 助 金	12,000,000	12,000,000	100.0
基 金 繰 入 金	1,168,000	-	0.0
個別排水処理事業資本的収入	20,389,000	12,262,000	60.1
企 業 債	6,200,000	-	0.0
出 資 金	12,262,000	12,262,000	100.0
補 助 金	1,442,000	-	0.0
負 担 金	485,000	-	0.0

・支 出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
農業集落排水事業資本の支出	171,078,000	71,822,363	42.0
建 設 改 良 費	33,400,000	3,334,584	10.0
企 業 債 償 還 金	137,675,000	68,487,779	49.7
投 資	3,000	-	0.0
個別排水処理事業資本の支出	28,161,000	7,477,119	26.6
建 設 改 良 費	18,264,000	2,555,604	14.0
企 業 債 償 還 金	9,897,000	4,921,515	49.7

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表（令和7年9月30日現在）

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	( 固 定 資 産 )	
4,821,710,133	有 形 固 定 資 産	
2,880,000	無 形 固 定 資 産	
3,837,000	投 資 そ の 他 資 産	
	( 流 動 資 産 )	
670,187,034	現 金 ・ 預 金	
249,168,712	未 収 金	
5,481,367	そ の 他 流 動 資 産	
	( 固 定 負 債 )	
	企 業 債	1,155,473,346
	引 当 金	43,561,849
	( 流 動 負 債 )	
	企 業 債	73,932,967
	未 払 金	71,160
	そ の 他 流 動 負 債	11,617,212
	( 繰 延 収 益 )	
1,289,741,562	長 期 前 受 金	3,294,286,538
	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	( 資 本 金 )	
	資 本 金	1,995,938,931
	( 剰 余 金 )	
	資 本 剰 余 金	190,810,085
	利 益 剰 余 金	33,980,459
	( 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益 )	
	當 業 収 益	23,578,733
	當 業 外 収 益	256,134,065
	( 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用 )	
55,341,516	當 業 費 用	
7,815,053	當 業 外 費 用	
	( 個 別 排 水 处 理 事 業 収 益 )	
	當 業 収 益	3,807,646
	當 業 外 収 益	27,753,000
	( 個 別 排 水 处 理 事 業 費 用 )	
4,031,000	當 業 費 用	
752,614	當 業 外 費 用	
7,110,945,991	合 計	7,110,945,991